

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当) 第九条の二 (略)</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三十七万四五百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 五万千六百元</p> <p>三 一五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の百七 ・五(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の八十七・五)</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の八十六(特定幹部職員にあつては、百分の七十)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の六十四・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十二・</p>	<p>(初任給調整手当) 第九条の二 (略)</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三十六万九千五百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 五万千百円</p> <p>三 一五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の百五 (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の八十五)</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の八十四(特定幹部職員にあつては、百分の六十八)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の六十三(特定幹部職員にあつては、百分の五十一)</p>

五)

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合
百分の三十二・二五(特定幹部職員にあつては、百分の二十六・二五)

三 (略)

イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百七・五(特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五)

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 百分の八十六(特定幹部職員にあつては、百分の七十)

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 百分の六十四・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五)

ニ 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十二・二五(特定幹部職員にあつては、百分の二十六・二五)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十七・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の四十八」と、「百分の七十」とあるのは「百分の四十」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の三十六」と、「百分の五十二・五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の十八」と、「百分の二十六・二五」とあるのは「百分の十五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十七・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の四十八」と、「百分の七十」とあるのは「百分の四十」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の三十六」と、「百分の五十二・五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の十五」とする。

4-6 (略)

(勤勉手当)

2 第十八条の四 (略)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは

ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合
百分の三十一・五(特定幹部職員にあつては、百分の二十五・五)

三 (略)

イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百五(特定幹部職員にあつては、百分の八十五)

ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 百分の八十四(特定幹部職員にあつては、百分の六十八)

ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 百分の六十三(特定幹部職員にあつては、百分の五十一)

ニ 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十一・五(特定幹部職員にあつては、百分の二十五・五)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十八・七五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の四十七」と、「百分の六十八」とあるのは「百分の三十九」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の三十五・二五」と、「百分の五十一」とあるのは「百分の二十九・二五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の二十五・五」とあるのは「百分の十四・六二五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十八・七五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の四十七」と、「百分の六十八」とあるのは「百分の三十九」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の三十五・二五」と、「百分の五十一」とあるのは「百分の二十九・二五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の十七・六二五」と、「百分の二十五・五」とあるのは「百分の十四・六二五」とする。

4-6 (略)

(勤勉手当)

2 第十八条の四 (略)

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは

失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

3—5 (略)

失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五（特定幹部職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額

3—5 (略)

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 185,500	円 263,300	円 291,700	円 337,000	円 443,600	円 469,800	円 518,200	
	2	円 186,600	円 264,300	円 293,300	円 338,900	円 447,600	円 473,800	円 522,200	
	3	円 187,800	円 265,300	円 294,800	円 340,700	円 453,600	円 479,800	円 528,200	
	4	円 188,900	円 266,300	円 296,300	円 342,500	円 461,600	円 487,800	円 536,200	
	5	円 190,000	円 267,300	円 297,800	円 344,200				
	6	円 191,700	円 268,300	円 299,300	円 345,900				
	7	円 193,300	円 269,300	円 300,700	円 347,500				
	8	円 194,900	円 270,300	円 302,000	円 349,200				
	9	円 196,600	円 271,300	円 303,200	円 350,800				
	10	円 198,200	円 272,300	円 304,700	円 352,500				
	11	円 199,800	円 273,300	円 306,200	円 354,100				
	12	円 201,400	円 274,300	円 307,600	円 355,700				
	13	円 203,000	円 275,300	円 308,600	円 357,200				
	14	円 204,700	円 276,300	円 309,600	円 358,900				
	15	円 206,400	円 277,300	円 310,600	円 360,500				
	16	円 208,100	円 278,400	円 311,800	円 362,100				
	17	円 209,400	円 279,400	円 313,000	円 363,700				
	18	円 211,000	円 280,700	円 314,600	円 365,500				
	19	円 212,600	円 282,000	円 316,200	円 367,000				
	20	円 214,100	円 283,200	円 317,800	円 368,600				
	21	円 215,600	円 284,500	円 319,100	円 370,000				
	22	円 217,200	円 285,800	円 320,700	円 371,600				
	23	円 218,800	円 287,000	円 322,300	円 373,200				
	24	円 220,400	円 288,200	円 323,900	円 374,700				
	25	円 222,000	円 289,300	円 325,400	円 376,600				

26	223,700	290,500	327,100	378,500
27	225,000	291,800	328,700	380,400
28	226,300	293,100	330,200	382,200
29	227,600	294,400	331,600	383,700
30	228,700	295,400	333,300	385,500
31	229,800	296,400	334,600	387,200
32	230,900	297,500	336,200	388,800
33	232,000	298,600	337,400	390,500
34	233,500	299,800	339,300	391,900
35	235,000	300,900	340,900	393,300
36	236,500	302,100	342,500	394,700
37	238,000	303,300	343,800	396,100
38	239,500	304,600	345,400	397,300
39	241,000	305,900	347,000	398,500
40	242,500	307,200	348,600	399,500
41	244,000	308,500	350,200	400,600
42	245,400	309,800	351,900	401,800
43	246,800	311,100	353,700	402,900
44	248,200	312,400	355,500	404,000
45	249,400	313,700	357,000	404,700
46	250,600	315,000	358,400	405,400
47	251,800	316,300	359,800	406,100
48	253,000	317,400	361,200	406,800
49	254,100	318,300	362,700	407,400
50	255,200	319,600	364,100	408,000
51	256,300	320,900	365,400	408,500
52	257,400	322,200	366,900	408,900
53	258,400	323,400	368,100	409,300
54	259,400	324,700	369,100	409,500
55	260,400	325,900	370,200	409,800
56	261,400	327,100	371,400	410,100
57	262,400	328,400	372,300	410,400
58	263,300	329,500	373,300	410,700
59	264,200	330,600	374,300	411,000
60	265,100	331,700	375,200	411,300
61	265,900	332,400	376,200	411,500
62	266,700	333,300	377,100	411,800
63	267,500	334,000	378,000	412,100
64	268,300	334,800	378,900	412,400
65	269,000	335,600	379,700	412,600
66	269,800	336,000	380,400	412,900
67	270,600	336,600	381,200	413,200
68	271,300	337,300	382,000	413,500
69	272,000	338,100	382,600	413,700

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

70	272,800	338,800	383,300	414,000		
71	273,600	339,500	384,000	414,300		
72	274,300	340,100	384,700	414,500		
73	275,000	340,600	385,200	414,700		
74	275,800	341,200	385,900	415,000		
75	276,600	341,700	386,500	415,300		
76	277,300	342,300	387,100	415,500		
77	278,000	342,600	387,500	415,700		
78	278,700	343,100	388,100	416,000		
79	279,400	343,500	388,700	416,300		
80	280,100	343,900	389,300	416,500		
81	280,800	344,300	389,700	416,700		
82	281,500	344,800	390,200	417,000		
83	282,200	345,300	390,700	417,300		
84	282,900	345,800	391,300	417,500		
85	283,500	346,100	391,600	417,700		
86	284,200	346,500	392,000			
87	284,800	346,900	392,300			
88	285,500	347,300	392,700			
89	286,100	347,600	393,000			
90	286,800	348,000	393,300			
91	287,400	348,400	393,600			
92	288,100	348,800	393,900			
93	288,700	349,000	394,100			
94		349,400	394,400			
95		349,800	394,700			
96		350,200	394,900			
97		350,400	395,100			
98		350,800	395,300			
99		351,200	395,500			
100		351,500	395,700			
101		351,800	395,900			
102		352,200	396,100			
103		352,600	396,300			
104		353,000	396,500			
105		353,500	396,700			
106		353,900				
107		354,300				
108		354,700				
109		355,200				
110		355,600				
111		355,900				
112		356,200				
113		356,700				

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	221,500	262,000	294,200	322,600	364,700	398,200	450,000		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	213,600	234,600	257,500	292,400	322,000	344,400	366,800	395,500	432,500
	2	216,000	236,800	259,500	293,700	323,700	346,100	368,500	397,300	434,300
	3	218,400	239,000	261,700	295,000	325,400	347,700	370,200	399,000	436,200
	4	220,800	241,200	263,900	296,200	327,100	349,300	371,900	400,700	438,100
	5	223,300	243,400	266,000	297,400	328,600	350,900	373,600	402,300	439,500
	6	225,600	245,400	267,300	298,400	330,000	352,000	375,200	403,800	441,100
	7	228,000	247,400	268,600	299,400	331,300	353,100	376,800	405,300	442,700
	8	230,200	249,200	269,900	300,300	332,600	354,200	378,400	406,800	444,100
	9	232,400	251,000	271,200	300,900	333,900	355,300	379,900	408,200	445,500
	10	234,500	252,700	272,500	301,600	335,400	357,000	381,500	409,800	447,200
	11	236,600	254,400	273,800	302,300	336,900	358,700	383,100	411,400	448,800
	12	238,600	255,800	275,100	303,000	338,400	360,300	384,600	412,900	450,200
	13	240,600	257,200	276,400	303,700	339,900	361,900	386,100	414,400	451,100
	14	242,600	259,000	277,600	304,400	341,300	363,600	387,800	416,500	452,700
	15	244,600	260,400	278,700	305,100	342,600	365,200	389,500	418,500	454,500
	16	246,200	261,900	280,200	305,700	343,900	366,800	391,200	420,600	456,300
	17	247,800	263,400	281,500	306,400	345,200	368,400	392,700	422,300	457,800
	18	249,300	264,600	282,800	307,200	346,800	370,000	394,300	423,900	459,600
	19	250,800	265,800	284,100	307,900	348,400	371,600	395,900	425,500	461,400
	20	252,300	266,900	285,300	308,700	350,000	373,200	397,500	427,000	463,100
	21	253,800	268,200	286,500	309,400	351,500	374,800	399,100	428,500	464,700
	22	255,400	269,400	287,100	310,200	353,100	376,400	400,700	430,100	466,400
	23	256,900	270,700	287,700	311,200	354,700	378,000	402,300	431,500	468,000
	24	258,400	272,000	288,300	312,100	356,200	379,600	403,900	432,900	469,800
	25	259,900	273,400	288,800	313,000	357,700	381,200	405,400	434,000	471,300
	26	261,100	274,800	289,400	314,300	359,300	382,800	407,400	435,400	472,700
	27	262,300	276,100	290,000	315,600	360,900	384,400	409,400	436,900	474,200
	28	263,500	277,400	290,500	316,900	362,400	386,000	411,400	438,400	475,500
	29	264,700	278,400	291,000	318,200	363,900	387,600	412,900	439,700	476,700
	30	266,000	279,700	291,600	319,700	365,500	389,200	414,600	441,400	477,400

31	267,300	281,000	292,100	321,000	367,100	390,900	416,200	443,000	478,100
32	268,600	282,200	292,600	322,100	368,700	392,600	417,900	444,600	478,700
33	269,900	283,400	293,100	323,100	370,100	394,300	419,500	446,000	479,200
34	271,400	284,000	293,700	324,300	371,800	396,300	421,000	447,700	479,900
35	272,700	284,600	294,200	325,500	373,500	398,200	422,500	449,400	480,500
36	274,100	285,200	294,700	326,600	375,100	400,100	423,900	451,000	481,100
37	275,100	285,700	295,200	327,700	376,700	401,800	425,100	452,400	481,400
38	276,400	286,300	295,800	328,900	378,300	403,200	426,600	453,100	482,000
39	277,700	286,900	296,400	330,100	379,900	404,400	428,100	453,800	482,500
40	278,900	287,500	297,000	331,200	381,600	405,700	429,500	454,500	483,000
41	280,100	288,000	297,700	332,300	383,300	406,700	431,000	454,900	483,500
42	280,700	288,600	298,400	333,500	385,300	407,800	432,300	455,400	483,900
43	281,300	289,200	299,100	334,700	387,300	408,800	433,500	456,000	484,300
44	281,900	289,700	299,800	335,900	389,300	409,800	434,700	456,600	484,700
45	282,300	290,200	300,400	337,100	391,000	410,900	435,700	457,200	485,000
46	282,900	290,700	301,300	338,300	392,700	412,100	436,400	457,900	
47	283,400	291,200	302,100	339,500	394,200	413,200	437,200	458,400	
48	283,900	291,700	302,900	340,700	395,700	414,300	437,900	458,900	
49	284,400	292,300	303,700	341,900	396,900	415,500	438,400	459,400	
50	285,000	292,800	304,800	343,200	397,900	416,300	438,800	459,700	
51	285,500	293,400	305,900	344,400	398,900	417,100	439,200	460,000	
52	286,000	294,000	306,900	345,600	399,900	417,700	439,500	460,400	
53	286,500	294,600	307,900	346,800	401,000	418,200	439,800	460,800	
54	287,100	295,300	309,000	348,200	402,100	418,900	440,100	461,000	
55	287,600	296,000	310,000	349,500	403,200	419,600	440,400	461,300	
56	288,100	296,700	311,100	350,800	404,300	420,200	440,700	461,500	
57	288,600	297,300	312,100	351,700	405,600	420,900	440,900	461,900	
58	289,100	298,200	313,200	353,000	406,400	421,300	441,200	462,100	
59	289,600	299,000	314,300	354,200	407,200	421,900	441,500	462,300	
60	290,100	299,800	315,400	355,400	407,800	422,500	441,800	462,500	
61	290,600	300,600	316,400	356,600	408,300	422,900	442,100	462,900	
62	291,100	301,500	317,500	358,000	409,000	423,300	442,400		
63	291,600	302,400	318,600	359,400	409,700	423,800	442,700		
64	292,100	303,300	319,700	360,800	410,400	424,300	443,000		
65	292,600	304,100	320,700	362,100	410,700	424,800	443,200		
66	293,100	305,000	321,800	363,600	411,400	425,400	443,500		
67	293,600	305,800	322,900	365,100	412,100	425,800	443,800		
68	294,100	306,600	324,000	366,500	412,600	426,200	444,100		
69	294,600	307,500	325,000	367,700	413,000	426,600	444,300		
70	295,100	308,400	326,200	369,100	413,400	426,900	444,600		
71	295,600	309,300	327,400	370,400	413,900	427,200	444,900		
72	296,100	310,200	328,600	371,800	414,400	427,500	445,100		
73	296,600	311,000	329,300	372,900	414,900	427,800	445,300		
74	297,200	311,900	330,600	374,100	415,300	428,100	445,600		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

75	297,800	312,800	331,900	375,300	415,800	428,400	445,900
76	298,300	313,600	333,200	376,500	416,300	428,600	446,200
77	298,800	314,300	334,500	377,800	416,800	428,800	446,400
78	299,400	315,200	335,900	379,000	417,300	429,100	446,700
79	300,000	316,100	337,300	380,200	417,900	429,400	447,000
80	300,600	317,100	338,700	381,300	418,400	429,600	447,300
81	301,200	318,000	340,000	382,400	418,800	429,800	447,500
82	301,900	319,100	341,600	383,600	419,400	430,100	447,800
83	302,600	320,100	343,100	384,700	419,900	430,400	448,100
84	303,200	321,100	344,600	385,900	420,100	430,600	448,400
85	303,800	322,000	346,000	387,000	420,400	430,800	448,600
86	304,500	323,000	347,500	387,600	420,900	431,100	
87	305,200	324,000	349,000	388,100	421,200	431,400	
88	305,900	325,000	350,400	388,600	421,500	431,600	
89	306,600	326,000	351,700	389,200	421,800	431,800	
90	307,400	327,300	352,900	389,800	422,200	432,100	
91	308,200	328,500	354,100	390,400	422,600	432,400	
92	308,900	329,700	355,400	391,000	423,000	432,600	
93	309,400	330,900	356,700	391,300	423,300	432,800	
94	310,300	332,200	358,200	391,800			
95	311,200	333,400	359,700	392,300			
96	312,000	334,600	361,100	392,800			
97	312,800	335,800	362,400	393,200			
98	313,800	337,100	363,600	393,600			
99	314,700	338,300	364,700	394,100			
100	315,600	339,500	365,900	394,600			
101	316,500	340,900	367,000	395,000			
102	317,500	341,800	368,100	395,500			
103	318,500	342,800	369,200	396,000			
104	319,400	343,900	370,300	396,500			
105	320,200	345,000	371,500	396,800			
106	320,800	346,100	372,000	397,200			
107	321,400	347,100	372,600	397,700			
108	322,000	348,100	373,200	398,000			
109	322,500	349,300	373,800	398,300			
110	323,000	350,300	374,300	398,800			
111	323,400	351,300	374,700	399,300			
112	323,900	352,200	375,200	399,800			
113	324,700	353,100	375,600	400,100			
114	325,400	354,000	376,000	400,600			
115	326,100	355,000	376,500	401,100			
116	326,700	356,000	377,000	401,600			
117	327,300	357,000	377,400	401,900			
118	328,000	357,400	377,900	402,400			

1	201,900	248,300	300,200	356,600	425,900
2	204,200	249,800	302,000	358,000	427,700
3	206,500	251,200	303,800	359,400	429,500
4	208,700	252,600	305,600	360,800	431,100
5	211,000	254,000	307,400	362,200	432,600
6	213,200	255,200	309,200	363,500	434,100
7	215,400	256,400	311,000	364,800	435,900
8	217,600	257,600	312,700	366,100	437,700
9	219,800	259,000	314,400	367,300	439,400
10	222,000	260,200	316,200	368,800	441,200
11	224,200	261,500	318,000	370,300	443,100
12	226,400	262,800	319,800	371,700	444,900
13	228,600	264,100	321,700	373,000	446,600
14	230,700	266,000	323,500	374,500	448,500
15	232,800	267,800	325,300	376,000	450,300
16	234,900	269,600	327,000	377,400	452,200
17	237,000	271,300	328,600	378,800	453,900
18	238,800	273,500	330,500	380,300	455,700
19	240,500	275,700	332,400	381,700	457,500
20	242,200	277,900	334,300	383,100	459,300
21	243,900	280,100	336,100	384,500	460,900
22	245,200	282,300	338,100	386,000	462,600
23	246,500	284,500	339,900	387,500	464,500
24	247,800	286,600	341,700	388,900	466,200
25	249,000	288,600	343,400	390,200	467,900
26	250,200	290,500	345,100	391,700	469,500
27	251,400	292,400	346,700	393,200	471,000
28	252,600	294,200	348,300	394,700	472,500
29	253,700	296,000	349,900	396,100	474,000
30	254,900	297,900	351,200	397,600	475,300
31	256,100	299,700	352,400	399,100	476,600
32	257,300	301,400	353,600	400,600	477,900
33	258,400	303,100	354,900	402,000	479,100
34	259,700	304,900	356,500	403,600	479,800
35	261,000	306,600	358,100	405,200	480,500
36	262,300	308,200	359,600	406,700	481,200
37	263,700	309,800	361,100	407,900	481,800
38	265,100	311,500	362,700	409,300	
39	266,400	313,300	364,300	410,700	
40	267,700	315,000	365,800	412,000	
41	269,000	316,300	367,300	413,600	
42	270,000	318,200	368,900	415,000	
43	271,000	320,000	370,500	416,300	
44	271,900	321,700	372,000	417,700	
45	272,600	323,400	373,500	419,100	
46	273,400	325,300	375,100	420,400	

47	214,200	327,000	376,700	421,900
48	275,000	328,700	378,200	423,400
49	275,800	330,400	379,700	425,000
50	276,600	332,200	381,200	426,400
51	277,300	334,000	382,700	428,000
52	278,100	335,700	384,100	429,500
53	278,900	337,400	385,500	431,200
54	279,700	338,700	387,000	432,700
55	280,500	340,000	388,400	434,300
56	281,300	341,300	389,800	435,900
57	282,000	342,800	391,300	437,400
58	282,600	344,400	392,900	438,900
59	283,400	345,900	394,500	440,100
60	284,300	347,500	395,900	441,300
61	285,100	349,000	397,100	442,500
62	285,700	350,600	398,500	443,800
63	286,500	352,200	399,900	445,000
64	287,200	353,700	401,200	446,200
65	288,200	355,200	402,400	447,300
66	289,000	356,800	403,600	448,500
67	289,800	358,400	404,900	449,700
68	290,500	359,900	406,200	450,900
69	291,200	361,400	407,500	452,100
70	292,000	363,000	408,800	453,300
71	292,800	364,600	410,200	454,500
72	293,500	366,100	411,400	455,700
73	294,200	367,600	412,600	456,800
74	294,900	369,200	414,000	457,400
75	295,600	370,800	415,400	457,900
76	296,200	372,300	416,700	458,400
77	296,800	373,800	417,900	458,900
78	297,500	375,200	419,100	
79	298,200	376,600	420,400	
80	298,800	377,900	421,800	
81	299,400	379,200	423,100	
82	300,100	380,600	424,300	
83	300,800	382,000	425,300	
84	301,500	383,300	426,500	
85	302,200	384,400	427,700	
86	303,000	385,800	428,800	
87	303,700	387,100	430,000	
88	304,400	388,400	431,000	
89	305,100	389,600	432,100	
90	306,000	390,900	433,100	
91	306,800	392,000	434,100	
92	307,600	393,200	435,100	

定年前任用短時間勤務職員以外の職員

93	308,100	394,400	436,000
94	308,900	395,500	436,800
95	309,700	396,700	437,600
96	310,500	397,900	438,400
97	311,200	399,300	439,100
98	312,000	400,300	439,500
99	312,800	401,300	439,900
100	313,500	402,300	440,300
101	314,300	403,200	440,700
102	315,200	404,200	441,000
103	316,100	405,300	441,300
104	316,900	406,400	441,500
105	317,500	407,100	441,800
106	318,300	408,000	442,100
107	319,100	408,900	442,400
108	319,900	409,800	442,600
109	320,600	410,600	442,800
110	321,000	411,400	443,100
111	321,400	412,200	443,400
112	321,900	413,000	443,600
113	322,400	413,600	443,800
114	322,800	414,300	444,100
115	323,300	415,000	444,400
116	323,700	415,700	444,600
117	324,200	416,300	444,800
118	324,700	416,800	
119	325,100	417,200	
120	325,600	417,500	
121	326,100	417,800	
122	326,500	418,100	
123	327,000	418,400	
124	327,500	418,600	
125	328,100	418,800	
126	328,400	419,100	
127	328,700	419,400	
128	329,000	419,600	
129	329,200	419,800	
130	329,500	420,100	
131	329,800	420,400	
132	330,000	420,600	
133	330,200	420,800	
134	330,400	421,100	
135	330,600	421,400	
136	330,900	421,600	
137	331,200	421,800	
138	331,400	422,100	

定年前再任用短時間勤務職員	139	331,700	422,400			
		332,000	422,600			
140	332,000	422,600				
	332,200	422,800				
141	332,400	423,100				
	332,700	423,400				
142	332,700	423,400				
	332,900	423,600				
143	332,900	423,600				
	332,900	423,600				
144	332,900	423,600				
	332,900	423,600				
145	333,200	423,800				
	333,400	423,800				
146	333,400	423,800				
	333,700	423,800				
147	333,700	423,800				
	334,000	423,800				
148	334,000	423,800				
	334,200	423,800				
149	334,200	423,800				
	334,400	423,800				
150	334,400	423,800				
	334,700	423,800				
151	334,700	423,800				
	335,000	423,800				
152	335,000	423,800				
	335,000	423,800				
153	335,200	423,800				
	335,200	423,800				
基準 給料月額	円	240,500	281,100	310,200	338,600	423,900
		240,500	281,100	310,200	338,600	423,900

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額（※、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする）。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	201,900	222,700	300,200	325,900	415,600	
	204,200	225,100	302,000	328,000	417,100	
2	206,500	227,500	303,800	330,100	418,600	
	208,700	229,900	305,600	332,200	420,000	
3	208,700	229,900	305,600	332,200	420,000	
	211,000	232,300	307,400	334,200	421,300	
4	213,200	234,700	309,200	336,300	422,700	
	215,400	237,100	311,000	338,400	424,100	
5	215,400	237,100	311,000	338,400	424,100	
	217,600	239,500	312,700	340,500	425,500	
6	217,600	239,500	312,700	340,500	425,500	
	219,800	241,900	314,400	342,500	426,900	
7	219,800	241,900	314,400	342,500	426,900	
	222,000	243,500	316,200	344,600	428,300	
8	222,000	243,500	316,200	344,600	428,300	
	224,200	245,100	318,000	346,700	429,700	
9	224,200	245,100	318,000	346,700	429,700	
	226,400	246,700	319,800	348,700	431,000	
10	226,400	246,700	319,800	348,700	431,000	
	228,600	248,300	321,700	350,700	432,300	
11	228,600	248,300	321,700	350,700	432,300	
	230,700	249,800	323,500	352,200	433,700	
12	230,700	249,800	323,500	352,200	433,700	
	230,700	249,800	323,500	352,200	433,700	

15	232,800	251,200	325,300	353,700	435,100
16	234,900	252,600	327,000	355,200	436,500
17	237,000	254,000	328,600	356,600	437,700
18	238,800	255,200	330,500	358,000	439,000
19	240,500	256,400	332,400	359,400	440,200
20	242,200	257,600	334,300	360,800	441,500
21	243,900	259,000	336,100	362,200	442,600
22	245,200	260,200	338,100	363,500	443,700
23	246,500	261,500	339,900	364,800	444,900
24	247,800	262,800	341,700	366,100	446,100
25	249,000	264,100	343,400	367,300	447,400
26	250,100	266,000	345,100	368,600	448,600
27	251,200	267,800	346,700	369,800	449,600
28	252,300	269,600	348,300	371,000	450,700
29	253,500	271,300	349,900	372,200	451,900
30	254,800	273,500	351,200	373,400	452,700
31	256,000	275,700	352,400	374,600	453,500
32	257,200	277,900	353,600	375,700	454,400
33	258,300	280,100	354,900	376,800	455,300
34	259,500	282,300	356,300	378,000	455,800
35	260,700	284,500	357,700	379,200	456,300
36	261,900	286,600	359,000	380,300	456,800
37	263,100	288,600	360,300	381,400	457,300
38	264,300	290,500	361,700	382,600	
39	265,500	292,400	363,100	383,800	
40	266,700	294,200	364,400	384,900	
41	267,900	296,000	365,700	386,000	
42	269,000	297,900	367,100	387,200	
43	270,100	299,700	368,400	388,400	
44	271,200	301,400	369,700	389,500	
45	272,200	303,100	371,000	390,600	
46	273,000	304,900	372,200	391,800	
47	273,800	306,600	373,400	393,000	
48	274,600	308,200	374,600	394,200	
49	275,300	309,800	375,800	395,400	
50	276,100	311,500	377,000	396,700	
51	276,800	313,300	378,200	397,900	
52	277,500	315,000	379,400	399,100	
53	278,300	316,300	380,500	400,300	
54	279,100	318,200	381,700	401,600	
55	279,900	320,000	382,900	402,600	
56	280,600	321,700	384,100	403,700	
57	281,300	323,400	385,200	404,900	
58	282,100	325,300	386,500	406,100	
59	282,900	327,000	387,800	407,300	
60	283,600	328,700	389,000	408,500	

61	284,200	330,400	389,900	409,600
62	284,900	332,200	391,100	410,600
63	285,600	334,000	392,100	411,900
64	286,200	335,700	393,200	413,100
65	286,900	337,400	394,000	414,300
66	287,600	338,700	395,100	415,400
67	288,300	340,000	396,100	416,500
68	289,000	341,300	397,100	417,600
69	289,700	342,800	398,200	418,600
70	290,500	344,300	399,200	419,800
71	291,200	345,800	400,300	421,000
72	291,900	347,300	401,400	422,200
73	292,400	348,700	402,400	422,800
74	293,100	350,200	403,500	423,600
75	293,800	351,700	404,600	424,300
76	294,400	353,200	405,600	424,800
77	295,000	354,600	406,500	425,100
78	295,700	356,100	407,400	425,400
79	296,300	357,600	408,400	425,800
80	296,900	359,100	409,400	426,200
81	297,500	360,500	410,200	426,500
82	298,100	361,800	411,000	426,900
83	298,700	363,100	411,700	427,200
84	299,300	364,300	412,500	427,500
85	299,800	365,500	413,200	427,800
86	300,300	366,700	413,800	428,200
87	300,800	367,900	414,500	428,500
88	301,300	369,000	415,200	428,800
89	301,700	370,100	415,800	429,100
90	302,300	371,200	416,500	429,400
91	302,800	372,300	417,000	429,700
92	303,300	373,400	417,600	429,900
93	303,600	374,500	418,000	430,100
94	304,100	375,700	418,400	
95	304,600	376,800	418,700	
96	305,000	377,900	419,000	
97	305,400	378,900	419,200	
98	305,900	379,900	419,500	
99	306,400	380,800	419,800	
100	306,800	381,700	420,000	
101	307,200	382,500	420,200	
102	307,600	383,500	420,500	
103	308,000	384,400	420,800	
104	308,300	385,300	421,000	
105	308,500	386,100	421,200	
106	308,800	387,000	421,500	

定年
再任用
短時間
勤務員
以外の
職員

107	309,100	387,900	421,800
108	309,300	388,800	422,000
109	309,500	389,600	422,200
110	309,700	390,600	422,500
111	310,000	391,500	422,800
112	310,300	392,400	423,000
113	310,500	393,000	423,200
114	310,700	393,900	423,500
115	310,900	394,800	423,800
116	311,200	395,700	424,000
117	311,500	396,500	424,200
118	311,700	397,200	
119	312,000	398,000	
120	312,300	398,800	
121	312,500	399,400	
122	312,700	400,100	
123	312,900	400,800	
124	313,200	401,400	
125	313,500	402,000	
126		402,700	
127		403,200	
128		403,800	
129		404,400	
130		405,000	
131		405,500	
132		406,000	
133		406,300	
134		406,600	
135		406,900	
136		407,200	
137		407,500	
138		407,800	
139		408,100	
140		408,400	
141		408,700	
142		409,000	
143		409,300	
144		409,600	
145		409,800	
146		410,100	
147		410,400	
148		410,600	
149		410,800	
150		411,100	
151		411,400	
152		411,600	

25	228,200	289,200	354,000	389,200	460,600
26	230,300	291,100	355,300	390,700	462,900
27	232,200	293,000	356,500	392,100	465,400
28	234,100	294,900	357,700	393,500	467,800
29	236,000	296,800	358,900	394,900	470,300
30	237,100	298,300	360,000	396,400	472,800
31	238,200	299,800	361,100	397,900	475,300
32	239,300	301,300	362,200	399,400	477,700
33	240,700	302,800	363,300	400,900	480,000
34	242,200	304,300	364,300	402,500	482,400
35	243,700	305,800	365,300	404,100	484,800
36	245,200	307,200	366,300	405,800	487,300
37	246,700	308,600	367,200	407,000	489,700
38	248,300	309,500	368,100	408,400	492,200
39	249,900	310,400	368,900	409,800	494,600
40	251,500	311,300	369,700	411,100	497,100
41	253,100	312,100	370,400	412,400	499,400
42	254,600	312,600	371,200	413,700	501,600
43	256,100	313,100	372,000	415,200	503,800
44	257,600	313,600	372,800	416,700	506,000
45	259,100	314,100	373,600	417,900	507,600
46	260,400	314,600	374,400	419,100	509,100
47	261,600	315,100	375,200	420,700	510,700
48	262,800	315,600	376,000	422,200	512,200
49	264,000	316,000	376,800	423,500	513,900
50	265,100	316,500	378,100	424,900	515,300
51	266,200	317,000	379,400	426,300	516,700
52	267,300	317,500	380,600	427,700	518,200
53	268,400	317,900	381,300	429,100	519,300
54	269,500	318,400	382,300	430,500	520,500
55	270,500	318,800	383,100	431,900	521,700
56	271,500	319,200	383,800	433,300	522,900
57	272,500	319,600	384,500	434,400	523,800
58	273,200	320,000	385,200	435,700	524,800
59	273,800	320,400	385,900	437,100	525,800
60	274,400	320,800	386,600	438,400	526,800
61	275,000	321,200	387,200	439,200	527,900
62	275,600	321,800	387,900	440,000	528,800
63	276,200	322,400	388,700	440,900	529,500
64	276,800	323,000	389,500	441,800	530,200
65	277,400	323,500	390,100	442,600	531,000
66	278,000	324,100	390,900	443,400	531,800
67	278,600	324,700	391,600	444,000	532,600
68	279,200	325,300	392,300	444,800	533,400
69	279,800	325,800	392,900	445,200	534,100
70	280,500	326,400	393,600	445,800	534,900

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

71	281,200	327,000	394,300	446,300	535,700
72	281,900	327,600	395,000	446,800	536,500
73	282,500	328,100	395,700	447,300	537,200
74	283,200	328,800	396,300		
75	283,900	329,500	396,900		
76	284,600	330,200	397,600		
77	285,200	330,900	398,300		
78	285,900	331,600	398,800		
79	286,600	332,300	399,400		
80	287,200	333,000	400,000		
81	287,800	333,700	400,500		
82	288,500	334,500	401,100		
83	289,200	335,200	401,700		
84	289,800	335,800	402,200		
85	290,400	336,300	402,700		
86	291,100	336,800	403,200		
87	291,800	337,200	403,700		
88	292,400	337,600	404,400		
89	293,000	337,900	404,800		
90	293,700	338,400			
91	294,400	338,800			
92	295,000	339,200			
93	295,600	339,500			
94	296,300	339,900			
95	296,900	340,300			
96	297,500	340,700			
97	297,800	341,200			
98	298,400	341,700			
99	299,000	342,200			
100	299,500	342,700			
101	300,000	343,200			
102	300,400	343,700			
103	300,800	344,200			
104	301,200	344,700			
105	301,600	345,100			
106	302,100	345,500			
107	302,600	346,000			
108	302,900	346,400			
109	303,100	346,900			
110	303,500	347,300			
111	303,800	347,700			
112	304,000	348,100			
113	304,300	348,600			
114	304,600	349,000			
115	304,900	349,400			
116	305,200	349,800			

定年前再任用短時間勤務職員	117	305,500	350,300			
	118	305,800	350,700			
	119	306,000	351,100			
	120	306,300	351,500			
	121	306,600	351,900			
		基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
		223,800	265,600	290,600	333,400	392,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	293,400	372,000	428,700	486,400
	2	295,700	374,600	430,700	488,200
	3	298,000	377,100	432,700	490,000
	4	300,200	379,600	434,600	491,800
	5	302,300	382,100	436,500	493,600
	6	305,800	384,800	438,100	495,300
	7	309,300	387,500	439,700	497,000
	8	312,700	390,100	441,300	498,700
	9	316,100	392,200	442,900	500,400
	10	319,600	394,700	444,700	502,500
	11	323,000	397,200	446,500	504,600
	12	326,400	399,700	448,300	506,700
	13	329,800	402,300	450,100	508,700
	14	333,300	405,000	451,900	510,600
	15	336,700	407,600	453,700	512,700
	16	340,100	410,100	455,500	514,700
	17	343,500	412,500	457,100	516,600
	18	346,600	414,700	459,100	518,600
	19	349,700	416,800	461,000	520,600
	20	352,800	418,900	462,900	522,400
	21	356,000	421,000	464,300	524,200
	22	359,100	422,500	466,100	526,000
	23	362,200	424,000	467,900	527,800
	24	365,200	425,500	469,700	529,600

25	368,200	426,900	471,500	531,200
26	370,500	428,400	473,300	533,000
27	372,800	429,900	475,100	534,800
28	375,000	431,300	476,900	536,600
29	376,900	432,700	478,700	538,200
30	378,600	434,200	480,500	540,000
31	380,300	435,700	482,300	541,800
32	382,100	437,100	484,100	543,500
33	383,900	438,500	485,900	545,100
34	385,700	440,000	487,800	546,900
35	387,300	441,500	489,700	548,600
36	388,700	442,900	491,600	550,300
37	390,100	444,300	493,500	551,800
38	391,600	445,700	495,200	553,400
39	393,100	447,100	497,000	554,800
40	394,600	448,500	498,800	556,400
41	396,100	449,900	500,400	557,900
42	396,800	451,300	502,200	559,300
43	397,400	452,700	504,000	560,700
44	398,100	454,100	505,600	562,000
45	399,000	455,500	507,000	563,200
46	399,600	456,900	508,700	564,200
47	400,200	458,300	510,500	565,200
48	400,800	459,700	512,200	566,200
49	401,400	461,100	513,700	567,200
50	401,900	462,800	515,000	568,100
51	402,400	464,400	516,300	569,000
52	402,900	466,000	517,600	569,900
53	403,400	467,600	518,600	570,700
54	403,800	468,800	519,900	571,600
55	404,200	470,000	521,200	572,500
56	404,600	471,100	522,500	573,400
57	405,000	472,100	523,500	574,300
58	405,400	473,100	524,300	575,200
59	405,800	474,000	525,100	576,100
60	406,200	474,800	525,900	576,800
61	406,600	475,500	526,800	577,700
62	407,000	476,200	527,600	578,600
63	407,400	476,900	528,400	579,500
64	407,800	477,500	529,100	580,400
65	408,100	478,200	529,900	581,300
66		478,900	530,700	
67		479,500	531,400	
68		480,100	532,300	
69		480,400	533,200	
70		481,000	534,000	

定年前任用短時間勤務職員以外の員

定年前再任用短時間勤務職員	71	481,700	534,900	495,500	401,500	475,300
97	72	482,400	535,800	493,300	401,500	475,300
93	73	482,800	536,600	493,900	401,500	475,300
94	74	483,400	537,500	494,500	401,500	475,300
95	75	484,100	538,400	495,000	401,500	475,300
96	76	484,800	539,100	495,000	401,500	475,300
92	77	485,200	539,900	492,800	401,500	475,300
89	78	485,800	540,800	491,200	401,500	475,300
90	79	486,400	541,700	491,800	401,500	475,300
91	80	486,900	542,600	492,400	401,500	475,300
88	81	487,400	543,400	490,700	401,500	475,300
87	82	488,000	544,300	490,200	401,500	475,300
86	83	488,400	545,200	490,200	401,500	475,300
85	84	488,900	546,100	490,700	401,500	475,300
84	85	489,300	546,900	489,800	401,500	475,300
83	86	489,800	547,800	489,800	401,500	475,300
82	87	490,200	548,700	490,200	401,500	475,300
81	88	490,700	549,600	490,700	401,500	475,300
80	89	491,200	550,400	491,200	401,500	475,300
79	90	491,800	551,300	491,800	401,500	475,300
78	91	492,400	552,200	492,400	401,500	475,300
77	92	492,800	553,100	492,800	401,500	475,300
76	93	493,300	554,000	493,300	401,500	475,300
75	94	493,900	554,900	493,900	401,500	475,300
74	95	494,500	555,800	494,500	401,500	475,300
73	96	495,000	556,700	495,000	401,500	475,300
72	97	495,500	557,600	495,500	401,500	475,300

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	190,600	260,500	307,900	343,100	381,500
	2	192,700	261,700	309,400	344,800	383,800
	3	194,800	262,800	310,900	346,500	386,100
	4	196,900	263,900	312,400	348,100	388,400
	5	198,900	265,000	313,900	349,700	390,700

6	200,900	265,800	315,200	351,400	393,300
7	202,900	266,600	316,600	353,000	395,900
8	204,700	267,400	318,000	354,600	398,500
9	206,500	268,200	318,900	356,200	400,600
10	208,400	269,000	320,300	357,900	402,800
11	210,300	269,800	321,700	359,600	405,000
12	212,400	270,600	323,100	361,200	407,200
13	214,100	271,400	324,400	362,700	409,200
14	216,100	272,200	326,000	364,400	411,200
15	218,300	273,000	327,500	366,000	413,200
16	220,400	273,800	329,000	367,600	415,200
17	222,500	274,600	330,400	369,200	417,000
18	223,600	275,400	332,000	370,800	418,900
19	224,700	276,200	333,500	372,400	420,800
20	225,800	277,000	334,900	374,000	422,600
21	226,900	277,800	336,400	375,600	424,400
22	228,800	278,600	338,000	377,600	426,000
23	230,700	279,400	339,200	379,600	427,600
24	232,800	280,200	340,700	381,600	429,100
25	234,500	280,900	342,200	383,000	430,600
26	235,600	281,800	343,800	384,700	431,900
27	236,600	282,900	345,200	386,400	433,200
28	237,600	284,000	346,700	388,100	434,500
29	238,700	285,200	347,900	389,800	435,800
30	239,900	286,500	349,400	391,300	437,000
31	241,200	287,900	350,900	392,800	438,200
32	242,500	289,200	352,400	394,300	439,300
33	243,800	290,800	353,600	395,600	440,500
34	245,100	292,500	355,100	396,900	441,600
35	246,400	294,100	356,600	398,200	442,800
36	247,600	295,700	358,000	399,300	444,000
37	248,800	297,400	359,400	400,400	445,100
38	250,000	298,600	361,000	401,500	445,900
39	251,200	299,800	362,500	402,600	446,300
40	252,400	301,000	364,000	403,700	447,000
41	253,500	302,200	365,200	404,500	447,500
42	254,400	303,400	366,200	405,300	447,900
43	255,200	304,600	367,300	406,100	448,300
44	256,000	305,800	368,300	406,900	448,700
45	256,800	307,000	369,200	407,300	449,100
46	257,600	308,200	369,900	407,900	449,500
47	258,400	309,300	370,800	408,400	449,900
48	259,200	310,500	371,800	408,800	450,200
49	260,000	311,800	372,700	409,200	450,500

50	260,800	313,000	373,600	409,400	450,900
51	261,600	314,200	374,500	409,700	451,200
52	262,400	315,400	375,400	410,000	451,500
53	263,200	316,600	376,100	410,300	451,800
54	264,000	317,700	376,800	410,600	
55	264,700	318,900	377,600	410,900	
56	265,500	320,100	378,400	411,200	
57	266,400	321,300	378,800	411,400	
58	267,200	322,600	379,400	411,700	
59	268,000	323,900	380,100	412,000	
60	268,800	325,100	380,800	412,300	
61	269,600	326,000	381,100	412,500	
62	270,400	327,200	381,700	412,800	
63	271,200	328,400	382,300	413,100	
64	272,000	329,600	382,700	413,400	
65	272,700	330,700	383,000	413,600	
66	273,500	331,700	383,300		
67	274,300	332,700	383,800		
68	275,100	333,600	384,300		
69	275,800	334,500	384,600		
70	276,600	335,500	385,000		
71	277,300	336,500	385,400		
72	278,000	337,400	385,800		
73	278,700	337,900	386,300		
74	279,400	338,800	386,700		
75	280,100	339,500	387,200		
76	280,800	340,400	387,700		
77	281,500	341,100	388,100		
78	282,200	341,400	388,600		
79	282,900	341,900	389,100		
80	283,500	342,500	389,600		
81	284,100	343,100	389,900		
82	284,800	343,800	390,400		
83	285,500	344,500	390,700		
84	286,100	345,100	391,100		
85	286,700	345,800	391,500		
86	287,400	346,300	392,000		
87	288,100	346,900	392,400		
88	288,700	347,500	392,800		
89	289,300	347,800	393,100		
90	290,000	348,400	393,600		
91	290,700	348,900	393,900		
92	291,300	349,400	394,300		
93	291,900	349,900	394,600		

定年前任用
短時間勤務
職員以外の
職員

定年前再任用短時間勤務職員		94	292,400	350,400	395,100	
		95	292,800	350,900	395,400	
		96	293,200	351,300	395,800	
		97	293,600	351,600	396,100	
		98	293,900	351,900		
		99	294,200	352,100		
		100	294,500	352,400		
		101	294,800	352,900		
		102	295,100	353,200		
		103	295,400	353,500		
		104	295,700	353,800		
		105	295,900	354,200		
		106	296,100	354,500		
		107	296,300	354,800		
		108	296,500	355,100		
		109	296,900	355,500		
		110	297,100	355,800		
		111	297,300	356,100		
		112	297,500	356,400		
		113	297,900	356,700		
		114	298,100	357,100		
		115	298,300	357,500		
		116	298,600	357,900		
		117	298,900	358,400		
		118	299,100	358,800		
		119	299,300	359,200		
		120	299,600	359,600		
		121	299,900	360,100		
		122	300,100			
		123	300,300			
		124	300,600			
		125	300,900			
			基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
			221,600	263,700	286,700	330,400
						373,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

の区分	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	209,700	279,600	314,700	344,200	383,000
	2	211,600	280,700	315,900	345,900	385,600
	3	213,400	281,800	317,100	347,600	388,300
	4	215,100	282,800	318,200	349,300	390,900
	5	216,800	283,800	319,300	351,000	393,100
	6	218,700	284,300	320,300	352,700	395,300
	7	220,500	284,800	321,400	354,400	397,600
	8	222,200	285,300	322,500	356,000	399,900
	9	224,000	285,800	323,200	357,500	401,800
	10	225,900	286,300	324,200	359,200	403,900
	11	227,800	286,800	325,200	360,900	406,100
	12	229,800	287,300	326,200	362,600	408,300
	13	232,000	287,800	327,100	364,000	410,200
	14	234,300	288,300	328,300	365,700	412,200
	15	236,600	288,800	329,500	367,400	414,300
	16	238,900	289,300	330,700	369,100	416,300
	17	242,600	289,600	331,700	370,900	418,300
	18	244,800	290,300	332,900	372,900	420,500
	19	247,000	290,900	334,000	374,900	422,700
	20	249,200	291,500	335,000	376,900	424,800
	21	251,400	291,800	336,100	378,600	426,700
	22	252,400	292,500	337,300	380,700	428,600
	23	253,300	293,000	338,100	382,800	430,400
	24	254,200	293,700	339,200	384,800	432,300
	25	255,100	294,400	340,300	386,700	434,000
	26	256,300	294,800	341,500	388,300	435,600
	27	257,400	295,500	342,400	390,100	437,300
	28	258,300	296,200	343,500	391,900	438,900
	29	259,100	296,900	344,500	393,600	440,200
	30	259,800	297,600	345,700	395,300	441,500
	31	260,500	298,300	346,800	397,200	443,100
	32	261,400	299,000	347,900	398,900	444,600
	33	262,500	299,800	348,700	400,600	446,300
	34	263,600	300,600	350,000	402,300	447,900
	35	264,700	301,400	351,300	404,100	449,300
	36	265,800	302,300	352,600	405,800	450,700
	37	266,900	303,400	353,800	407,400	451,800
	38	268,000	304,600	355,300	409,100	453,100
	39	269,100	305,600	356,800	410,900	454,400
	40	270,200	306,600	358,300	412,700	455,800
	41	271,200	307,500	359,500	414,200	456,800
	42	272,300	308,700	361,000	415,700	457,500
	43	273,400	309,900	362,400	417,200	458,300
	44	274,400	311,300	363,800	418,500	458,900

45	275,400	312,500	365,200	419,600	459,800
46	276,100	313,600	366,200	420,700	460,500
47	276,800	314,900	367,600	421,800	461,300
48	277,500	316,500	368,900	423,000	462,100
49	278,200	317,100	370,300	424,300	462,800
50	278,800	318,200	371,700	425,400	463,500
51	279,300	319,300	373,000	426,600	464,200
52	279,800	320,400	374,400	427,700	465,000
53	280,300	321,500	375,800	428,900	465,800
54	280,900	322,600	376,900	429,900	466,600
55	281,400	323,700	377,900	431,000	467,300
56	281,900	324,800	379,000	432,100	468,000
57	282,300	325,900	380,000	433,100	468,800
58	282,800	327,100	380,700	433,600	
59	283,300	328,200	381,600	434,200	
60	283,800	329,300	382,400	434,600	
61	284,300	330,100	382,900	435,200	
62	284,800	331,200	383,600	435,700	
63	285,300	332,300	384,300	436,100	
64	285,800	333,300	384,900	436,600	
65	286,300	334,300	385,500	437,100	
66	286,800	335,300	386,000	437,500	
67	287,300	336,300	386,600	437,800	
68	287,800	337,300	387,100	438,100	
69	288,300	338,500	387,600	438,500	
70	288,800	339,800	388,100		
71	289,300	341,000	388,700		
72	289,800	342,200	389,200		
73	290,300	343,100	389,800		
74	291,100	344,300	390,200		
75	291,900	345,400	390,700		
76	292,600	346,700	391,100		
77	293,300	347,700	391,400		
78	294,200	348,600	391,900		
79	295,100	349,700	392,300		
80	295,900	350,900	392,500		
81	296,700	352,000	392,700		
82	297,600	353,200	393,100		
83	298,400	354,400	393,300		
84	299,200	355,400	393,500		
85	300,000	356,400	393,700		
86	300,900	357,400	394,100		
87	301,800	358,500	394,500		
88	302,700	359,600	394,800		
89	303,600	360,400	395,000		
90	304,500	361,500	395,400		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

91	305,400	362,600	395,800
92	306,300	363,600	396,200
93	307,100	364,300	396,500
94	308,100	365,100	396,900
95	309,100	365,900	397,300
96	310,000	366,600	397,700
97	310,500	367,200	398,000
98	311,400	367,700	
99	312,300	368,200	
100	313,100	368,700	
101	313,900	369,300	
102	314,900	369,800	
103	315,900	370,300	
104	316,900	370,800	
105	317,800	371,200	
106	318,900	371,600	
107	319,900	372,200	
108	320,900	372,700	
109	321,700	373,000	
110	322,400	373,500	
111	323,100	373,900	
112	323,700	374,200	
113	324,200	374,800	
114	324,500	375,300	
115	325,100	375,800	
116	325,700	376,300	
117	326,100	376,900	
118	326,700	377,400	
119	327,300	377,900	
120	327,800	378,300	
121	328,200	378,900	
122	328,700	379,400	
123	329,200	379,900	
124	329,700	380,400	
125	330,100	381,000	
126	330,500	381,400	
127	330,800	381,900	
128	331,100	382,400	
129	331,400	383,000	
130	331,800		
131	332,100		
132	332,400		
133	332,600		
134	332,900		
135	333,200		
136	333,400		

137	333,600				
138	333,900				
139	334,200				
140	334,500				
141	334,700				
142	335,000				
143	335,400				
144	335,600				
145	335,800				
146	336,000				
147	336,400				
148	336,600				
149	336,900				
150	337,300				
151	337,700				
152	338,100				
153	338,400				
154	338,800				
155	339,200				
156	339,600				
157	339,900				
158	340,300				
159	340,600				
160	341,000				
161	341,300				
162	341,700				
163	342,100				
164	342,500				
165	342,800				
166	343,200				
167	343,600				
168	344,000				
169	344,300				
定年前任用短時間勤務職員	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(給料表)

第四条 (略)

一―五 (略)

六 情報職給料表(別表第六)

2・3 (略)

4 前項の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務(以下「基準となる職務」という)の内容は、別表第七に定めるとおりとし、同表の各表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ、当該基準となる職務と同一の職務の級に分類されるものとする。

(昇給の基準)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(特定管理職員及び次号に掲げる職員を除く)。

二 行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が人事委員会規則で定めるものに該当する職員

4―7 (略)

(初任給調整手当)

第九条の二 (略)

一・二 (略)

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 六万円

四・五 (略)

2・3 (略)

(扶養手当)

第十条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族(第三項において「扶養親族たる父母等」という)に係る扶養手当は、本庁の局長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁局長級職員」と

(給料表)

第四条 (略)

一―五 (略)

2・3 (略)

4 前項の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務(以下「基準となる職務」という)の内容は、別表第六に定めるとおりとし、同表の各表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ、当該基準となる職務と同一の職務の級に分類されるものとする。

(昇給の基準)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(特定管理職員を除く)の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(特定管理職員を除く)。

二 行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が人事委員会規則で定めるものに該当する職員

4―7 (略)

(初任給調整手当)

第九条の二 (略)

一・二 (略)

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三万円

四・五 (略)

2・3 (略)

(扶養手当)

第十条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という)に係る扶養手当は、本庁の局長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁局長級

2 いう。) に対しては、支給しない。
(略)

3 一―五 (略)
扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。))にあつては、三千五百円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 特定管理職員及び情報職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上のもののうち人事委員会規則で定める職員(以下「特定情報職務従事職員」という。)に対しては第一項ただし書の規定は適用せず、第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる者」とあるのは、「二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」と、「もの」とあるのは、「ものが三人以上いる場合におけるそれらの者(それらの者の出生の順序により先順位にある二人を除く。)」と、第三項中「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。))にあつては、三千五百円」とする。
6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一条 削除

2 職員」という。) に対しては、支給しない。
(略)

3 一―六 (略)
扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 特定管理職員に対しては第一項ただし書の規定は適用せず、第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「次に掲げる者」とあるのは、「二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」と、「もの」とあるのは、「ものが三人以上いる場合におけるそれらの者(それらの者の出生の順序により先順位にある二人を除く。)」と、第三項中「扶養親族たる配偶者(父母等については一人につき六千五百円(本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員(以下「本庁部長級職員」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円」とあるのは「扶養親族一人につき六千五百円」とする。

第十一条 新たに職員となつた者に扶養親族(本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2) 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となつた日、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が本庁局長級職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてははその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3) 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合

- における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある本庁局長級職員が本庁局長級職員以外の職員となつた場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある本庁部長級職員が本庁部長級職員及び本庁局長級職員以外の職員となつた場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で本庁局長級職員以外のものが本庁局長級職員となつた場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で本庁部長級職員及び本庁局長級職員以外のものが本庁部長級職員となつた場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

4)

特定管理職員に対する前三項の規定の適用については、第一項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」「とあるのは「扶養親族」と、「場合、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合」とあるのは「場合」と、同項第一号中「場合（本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第二号中「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族」とあるのは「扶養親族」と、「場合及び本庁局長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第二項中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、本庁局長級職員から本庁局長級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届

出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、本庁局長級職員以外の職員から本庁局長級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が本庁局長級職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、前項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（本庁局長級職員にあつては扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第七号中「扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族」とする。

(地域手当)

第十一条の二 (略)

- 2 (略)
- 1 東京都特別区 百分の二十
- 2 大阪府大阪市 百分の十六
- 3 広島市 百分の八
- 4 前号の地域を除く広島県内の地域 百分の四
- 3 前項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員並びに任用の事情等を考慮して前項各号に掲げる支給地域及び支給割合によることが相当でない職員として人事委員会規則で定めるものの地域手当の支給地域及び支給割合については、人事委員会規則で定める。

(住居手当)

第十一条の五 (略)

- 1 (略)
- 2 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（県公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの
- 2・3 (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

- 1 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用して交通機関の運賃若しくは料金（人事委員会が定める料金に限る。）又は有料の道路の料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担するこ

(地域手当)

第十一条の二 (略)

- 2 (略)
- 1 東京都特別区 百分の十八・七
- 2 大阪府大阪市 百分の十四・七
- 3 広島市及び安芸郡府中町 百分の六・二
- 4 前号の地域を除く広島県内の地域 百分の三・二
- 3 前項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員の地域手当の支給地域及び支給割合については、人事委員会規則で定める。

(住居手当)

第十一条の五 (略)

- 1 (略)
- 2 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの
- 2・3 (略)

(通勤手当)

第十二条 (略)

- 1 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用して交通機関の運賃若しくは料金（人事委員会が定める料金に限る。）又は有料の道路の料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担

とを常例とする職員（交通機関等を利用し
なければ通勤することが著しく困難である
職員以外の職員であつて交通機関等を利用
しないで徒歩により通勤するものとした場
合の通勤距離が片道二キロメートル未満で
あるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二・三 (略)

2 (略)

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間
につき、人事委員会規則で定めるところに
より算出した当該職員の支給単位期間の通
勤に要する運賃等の額に相当する額（次項
において「運賃等相当額」という。）

することを常例とする職員（交通機関等を利用し
なければ通勤することが著しく困難
である職員以外の職員であつて交通機関等
を利用しないで徒歩により通勤するものとし
た場合の通勤距離が片道二キロメートル
未満であるもの及び第三号に掲げる職員を
除く。）

二・三 (略)

2 (略)

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間
につき、人事委員会規則で定めるところに
より算出した当該職員の支給単位期間の通
勤に要する運賃等の額に相当する額（以下
この号において「運賃等相当額」という。
）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間
の月数で除して得た額（以下この号及び第
三号において「一箇月当たりの運賃等相当
額」という。）が九万八千円を超えるとき
は、支給単位期間につき、一箇月当たりの
運賃等相当額と九万八千円との差額の二分
の一を九万八千円に加算した額に支給単位
期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二
以上の交通機関等を利用するものとして当
該運賃等の額を算出する場合において、一
箇月当たりの運賃等相当額の合計額が九万
八千円を超えるときは、当該職員の通勤手
当に係る支給単位期間のうち最も長い支給
単位期間につき、当該合計額と九万八千円
との差額の二分の一を九万八千円に加算し
た額に当該支給単位期間の月数を乗じて得
た額）

二 (略)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が九万八千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額と九万八千円との差額の二分の一を九万八千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

二 (略)
三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額、第一号に定める額又は前号に定める額

3

運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合において、その合計額）及び前項第一号に定める額の合計額が十五万円を超える職員の場合の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に

二 (略)
三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が九万八千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額と九万八千円との差額の二分の一を九万八千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 第一項第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、自動車又は自転車等の駐車場（人事委員会規則に定めるものに限る。以下この項及び第七項において「駐車場」という。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、第二項第三号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額の二分の一に相当する額（当該額が三千円を超えるときは、三千円）を通勤手当として支給する。

5 8 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第十七条の四 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 第一項第三号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、自動車又は自転車等の駐車場（人事委員会規則に定めるものに限る。以下この項及び第六項において「駐車場」という。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、前項第三号に定める額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額の二分の一に相当する額（当該額が三千円を超えるときは、三千円）を通勤手当として支給する。

4 7 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は県の事務若しくは事業と密接な関連があると認められる公共的機関で人事委員会規則で定めるものに使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第十七条の四 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

<p>支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。</p> <p>一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額</p>	<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）</p>
<p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外) 第十九条の二 第十一条の五の規定は、特定管理職員及び特定情報職務従事職員には適用しない。</p>	<p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外) 第十九条の二 第十一条の五の規定は、特定管理職員には適用しない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 第五条第三項及び第四項、第六条、第九条の二並びに第十条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第五条第三項及び第四項、第六条、第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十三条の五、第十四条の二並びに第十四条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	185,500	267,300	303,200	357,200	444,800	471,200	520,100	
	2	186,600	268,300	304,700	358,900	448,800	475,200	524,100	
	3	187,800	269,300	306,200	360,500	454,800	481,200	530,100	
	4	188,900	270,300	307,600	362,100	462,800	489,200	538,100	
	5	190,000	271,300	308,600	363,700				
	6	191,700	272,300	309,600	365,500				
	7	193,300	273,300	310,600	367,000				
	8	194,900	274,300	311,800	368,600				
	9	196,600	275,300	313,000	370,000				
	10	198,200	276,300	314,600	371,600				
	11	199,800	277,300	316,200	373,200				
	12	201,400	278,400	317,800	374,700				
	13	203,000	279,400	319,100	376,600				

14	204,700	280,700	320,700	378,500
15	206,400	282,000	322,300	380,400
16	208,100	283,200	323,900	382,200
17	209,400	284,500	325,400	383,700
18	211,000	285,800	327,100	385,500
19	212,600	287,000	328,700	387,200
20	214,100	288,200	330,200	388,800
21	215,600	289,300	331,600	390,500
22	217,200	290,500	333,300	391,900
23	218,800	291,800	334,600	393,300
24	220,400	293,100	336,200	394,700
25	222,000	294,400	337,400	396,100
26	223,700	295,400	339,300	397,300
27	225,000	296,400	340,900	398,500
28	226,300	297,500	342,500	399,500
29	227,600	298,600	343,800	400,600
30	228,700	299,800	345,400	401,800
31	229,800	300,900	347,000	402,900
32	230,900	302,100	348,600	404,000
33	232,000	303,300	350,200	404,700
34	233,500	304,600	351,900	405,400
35	235,000	305,900	353,700	406,100
36	236,500	307,200	355,500	406,800
37	238,000	308,500	357,000	407,400
38	239,500	309,800	358,400	408,000
39	241,000	311,100	359,800	408,500
40	242,500	312,400	361,200	408,900
41	244,000	313,700	362,700	409,300
42	245,400	315,000	364,100	409,500
43	246,800	316,300	365,400	409,800
44	248,200	317,400	366,900	410,100
45	249,400	318,300	368,100	410,400
46	250,600	319,600	369,100	410,700
47	251,800	320,900	370,200	411,000
48	253,000	322,200	371,400	411,300
49	254,100	323,400	372,300	411,500
50	255,200	324,700	373,300	411,800
51	256,300	325,900	374,300	412,100
52	257,400	327,100	375,200	412,400
53	258,400	328,400	376,200	412,600
54	259,400	329,500	377,100	412,900
55	260,400	330,600	378,000	413,200
56	261,400	331,700	378,900	413,500
57	262,400	332,400	379,700	413,700

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以

外の職員								
58	263,300	333,300	380,400	414,000				
59	264,200	334,000	381,200	414,300				
60	265,100	334,800	382,000	414,500				
61	265,900	335,600	382,600	414,700				
62	266,700	336,000	383,300	415,000				
63	267,500	336,600	384,000	415,300				
64	268,300	337,300	384,700	415,500				
65	269,000	338,100	385,200	415,700				
66	269,800	338,800	385,900	416,000				
67	270,600	339,500	386,500	416,300				
68	271,300	340,100	387,100	416,500				
69	272,000	340,600	387,500	416,700				
70	272,800	341,200	388,100	417,000				
71	273,600	341,700	388,700	417,300				
72	274,300	342,300	389,300	417,500				
73	275,000	342,600	389,700	417,700				
74	275,800	343,100	390,200					
75	276,600	343,500	390,700					
76	277,300	343,900	391,300					
77	278,000	344,300	391,600					
78	278,700	344,800	392,000					
79	279,400	345,300	392,300					
80	280,100	345,800	392,700					
81	280,800	346,100	393,000					
82	281,500	346,500	393,300					
83	282,200	346,900	393,600					
84	282,900	347,300	393,900					
85	283,500	347,600	394,100					
86	284,200	348,000	394,400					
87	284,800	348,400	394,700					
88	285,500	348,800	394,900					
89	286,100	349,000	395,100					
90	286,800	349,400	395,300					
91	287,400	349,800	395,500					
92	288,100	350,200	395,700					
93	288,700	350,400	395,900					
94		350,800	396,100					
95		351,200	396,300					
96		351,500	396,500					
97		351,800	396,700					
98		352,200						
99		352,600						
100		353,000						
101		353,500						

定年前再任用短時間勤務職員	102 103 104 105 106 107 108 109	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		221,500	262,000	294,200	322,600	364,700	398,200	450,000	
			356,700						
			353,900 354,300 354,700						
			355,200 355,600 355,900 356,200						
			356,700						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級の号給	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	円 213,600	円 234,600	円 257,500	円 297,400	円 333,900	円 355,300	円 386,100	円 422,300	円 468,000
	2	円 216,000	円 236,800	円 259,500	円 298,400	円 335,400	円 357,000	円 387,800	円 423,900	円 474,200
	3	円 218,400	円 239,000	円 261,700	円 299,400	円 336,900	円 358,700	円 389,500	円 425,500	円 479,200
	4	円 220,800	円 241,200	円 263,900	円 300,300	円 338,400	円 360,300	円 391,200	円 427,000	円 483,500
	5	円 223,300	円 243,400	円 266,000	円 300,900	円 339,900	円 361,900	円 392,700	円 428,500	円 487,500
	6	円 225,600	円 245,400	円 267,300	円 301,600	円 341,300	円 363,600	円 394,300	円 430,100	円 491,000
	7	円 228,000	円 247,400	円 268,600	円 302,300	円 342,600	円 365,200	円 395,900	円 431,500	円 494,000
	8	円 230,200	円 249,200	円 269,900	円 303,000	円 343,900	円 366,800	円 397,500	円 432,900	円 496,500
	9	円 232,400	円 251,000	円 271,200	円 303,700	円 345,200	円 368,400	円 399,100	円 434,000	円 498,700
	10	円 234,500	円 252,700	円 272,500	円 304,400	円 346,800	円 370,000	円 400,700	円 435,400	
	11	円 236,600	円 254,400	円 273,800	円 305,100	円 348,400	円 371,600	円 402,300	円 436,900	
	12	円 238,600	円 255,800	円 275,100	円 305,700	円 350,000	円 373,200	円 403,900	円 438,400	
	13	円 240,600	円 257,200	円 276,400	円 306,400	円 351,500	円 374,800	円 405,400	円 439,700	
	14	円 242,600	円 259,000	円 277,600	円 307,200	円 353,100	円 376,400	円 407,400	円 441,400	
	15	円 244,600	円 260,400	円 278,700	円 307,900	円 354,700	円 378,000	円 409,400	円 443,000	
	16	円 246,200	円 261,900	円 280,200	円 308,700	円 356,200	円 379,600	円 411,400	円 444,600	
	17	円 247,800	円 263,400	円 281,500	円 309,400	円 357,700	円 381,200	円 412,900	円 446,000	
	18	円 249,300	円 264,600	円 282,800	円 310,200	円 359,300	円 382,800	円 414,600	円 447,700	
	19	円 250,800	円 265,800	円 284,100	円 311,200	円 360,900	円 384,400	円 416,200	円 449,400	
	20	円 252,300	円 266,900	円 285,300	円 312,100	円 362,400	円 386,000	円 417,900	円 451,000	
	21	円 253,800	円 268,200	円 286,500	円 313,000	円 363,900	円 387,600	円 419,500	円 452,400	

22	255,400	269,400	287,100	314,300	365,500	389,200	421,000	453,100
23	256,900	270,700	287,700	315,600	367,100	390,900	422,500	453,800
24	258,400	272,000	288,300	316,900	368,700	392,600	423,900	454,500
25	259,900	273,400	288,800	318,200	370,100	394,300	425,100	454,900
26	261,100	274,800	289,400	319,700	371,800	396,300	426,600	455,400
27	262,300	276,100	290,000	321,000	373,500	398,200	428,100	456,000
28	263,500	277,400	290,500	322,100	375,100	400,100	429,500	456,600
29	264,700	278,400	291,000	323,100	376,700	401,800	431,000	457,200
30	266,000	279,700	291,600	324,300	378,300	403,200	432,300	457,900
31	267,300	281,000	292,100	325,500	379,900	404,400	433,500	458,400
32	268,600	282,200	292,600	326,600	381,600	405,700	434,700	458,900
33	269,900	283,400	293,100	327,700	383,300	406,700	435,700	459,400
34	271,400	284,000	293,700	328,900	385,300	407,800	436,400	459,700
35	272,700	284,600	294,200	330,100	387,300	408,800	437,200	460,000
36	274,100	285,200	294,700	331,200	389,300	409,800	437,900	460,400
37	275,100	285,700	295,200	332,300	391,000	410,900	438,400	460,800
38	276,400	286,300	295,800	333,500	392,700	412,100	438,800	461,000
39	277,700	286,900	296,400	334,700	394,200	413,200	439,200	461,300
40	278,900	287,500	297,000	335,900	395,700	414,300	439,500	461,500
41	280,100	288,000	297,700	337,100	396,900	415,500	439,800	461,900
42	280,700	288,600	298,400	338,300	397,900	416,300	440,100	462,100
43	281,300	289,200	299,100	339,500	398,900	417,100	440,400	462,300
44	281,900	289,700	299,800	340,700	399,900	417,700	440,700	462,500
45	282,300	290,200	300,400	341,900	401,000	418,200	440,900	462,900
46	282,900	290,700	301,300	343,200	402,100	418,900	441,200	
47	283,400	291,200	302,100	344,400	403,200	419,600	441,500	
48	283,900	291,700	302,900	345,600	404,300	420,200	441,800	
49	284,400	292,300	303,700	346,800	405,600	420,900	442,100	
50	285,000	292,800	304,800	348,200	406,400	421,300	442,400	
51	285,500	293,400	305,900	349,500	407,200	421,900	442,700	
52	286,000	294,000	306,900	350,800	407,800	422,500	443,000	
53	286,500	294,600	307,900	351,700	408,300	422,900	443,200	
54	287,100	295,300	309,000	353,000	409,000	423,300	443,500	
55	287,600	296,000	310,000	354,200	409,700	423,800	443,800	
56	288,100	296,700	311,100	355,400	410,400	424,300	444,100	
57	288,600	297,300	312,100	356,600	410,700	424,800	444,300	
58	289,100	298,200	313,200	358,000	411,400	425,400	444,600	
59	289,600	299,000	314,300	359,400	412,100	425,800	444,900	
60	290,100	299,800	315,400	360,800	412,600	426,200	445,100	
61	290,600	300,600	316,400	362,100	413,000	426,600	445,300	
62	291,100	301,500	317,500	363,600	413,400	426,900	445,600	
63	291,600	302,400	318,600	365,100	413,900	427,200	445,900	
64	292,100	303,300	319,700	366,500	414,400	427,500	446,200	
65	292,600	304,100	320,700	367,700	414,900	427,800	446,400	

66	293,100	305,000	321,800	369,100	415,300	428,100	446,700
67	293,600	305,800	322,900	370,400	415,800	428,400	447,000
68	294,100	306,600	324,000	371,800	416,300	428,600	447,300
69	294,600	307,500	325,000	372,900	416,800	428,800	447,500
70	295,100	308,400	326,200	374,100	417,300	429,100	447,800
71	295,600	309,300	327,400	375,300	417,900	429,400	448,100
72	296,100	310,200	328,600	376,500	418,400	429,600	448,400
73	296,600	311,000	329,300	377,800	418,800	429,800	448,600
74	297,200	311,900	330,600	379,000	419,400	430,100	
75	297,800	312,800	331,900	380,200	419,900	430,400	
76	298,300	313,600	333,200	381,300	420,100	430,600	
77	298,800	314,300	334,500	382,400	420,400	430,800	
78	299,400	315,200	335,900	383,600	420,900	431,100	
79	300,000	316,100	337,300	384,700	421,200	431,400	
80	300,600	317,100	338,700	385,900	421,500	431,600	
81	301,200	318,000	340,000	387,000	421,800	431,800	
82	301,900	319,100	341,600	387,600	422,200	432,100	
83	302,600	320,100	343,100	388,100	422,600	432,400	
84	303,200	321,100	344,600	388,600	423,000	432,600	
85	303,800	322,000	346,000	389,200	423,300	432,800	
86	304,500	323,000	347,500	389,800			
87	305,200	324,000	349,000	390,400			
88	305,900	325,000	350,400	391,000			
89	306,600	326,000	351,700	391,300			
90	307,400	327,300	352,900	391,800			
91	308,200	328,500	354,100	392,300			
92	308,900	329,700	355,400	392,800			
93	309,400	330,900	356,700	393,200			
94	310,300	332,200	358,200	393,600			
95	311,200	333,400	359,700	394,100			
96	312,000	334,600	361,100	394,600			
97	312,800	335,800	362,400	395,000			
98	313,800	337,100	363,600	395,500			
99	314,700	338,300	364,700	396,000			
100	315,600	339,500	365,900	396,500			
101	316,500	340,900	367,000	396,800			
102	317,500	341,800	368,100	397,200			
103	318,500	342,800	369,200	397,700			
104	319,400	343,900	370,300	398,000			
105	320,200	345,000	371,500	398,300			
106	320,800	346,100	372,000	398,800			
107	321,400	347,100	372,600	399,300			
108	322,000	348,100	373,200	399,800			
109	322,500	349,300	373,800	400,100			

定年
再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除
ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	201,900	248,300	321,700	378,800	453,900
	2	204,200	249,800	323,500	380,300	455,700
	3	206,500	251,200	325,300	381,700	457,500
	4	208,700	252,600	327,000	383,100	459,300
	5	211,000	254,000	328,600	384,500	460,900
	6	213,200	255,200	330,500	386,000	462,600
	7	215,400	256,400	332,400	387,500	464,500
	8	217,600	257,600	334,300	388,900	466,200
	9	219,800	259,000	336,100	390,200	467,900
	10	222,000	260,200	338,100	391,700	469,500
	11	224,200	261,500	339,900	393,200	471,000
	12	226,400	262,800	341,700	394,700	472,500
	13	228,600	264,100	343,400	396,100	474,000
	14	230,700	266,000	345,100	397,600	475,300
	15	232,800	267,800	346,700	399,100	476,600
	16	234,900	269,600	348,300	400,600	477,900
	17	237,000	271,300	349,900	402,000	479,100
	18	238,800	273,500	351,200	403,600	479,800
	19	240,500	275,700	352,400	405,200	480,500
	20	242,200	277,900	353,600	406,700	481,200
	21	243,900	280,100	354,900	407,900	481,800
	22	245,200	282,300	356,500	409,300	
	23	246,500	284,500	358,100	410,700	
	24	247,800	286,600	359,600	412,000	
	25	249,000	288,600	361,100	413,600	
	26	250,200	290,500	362,700	415,000	
	27	251,400	292,400	364,300	416,300	
	28	252,600	294,200	365,800	417,700	
	29	253,700	296,000	367,300	419,100	
	30	254,900	297,900	368,900	420,400	
	31	256,100	299,700	370,500	421,900	
	32	257,300	301,400	372,000	423,400	
	33	258,400	303,100	373,500	425,000	
	34	259,700	304,900	375,100	426,400	
	35	261,000	306,600	376,700	428,000	
	36	262,300	308,200	378,200	429,500	
	37	263,700	309,800	379,700	431,200	

38	265,100	311,500	381,200	432,700
39	266,400	313,300	382,700	434,300
40	267,700	315,000	384,100	435,900
41	269,000	316,300	385,500	437,400
42	270,000	318,200	387,000	438,900
43	271,000	320,000	388,400	440,100
44	271,900	321,700	389,800	441,300
45	272,600	323,400	391,300	442,500
46	273,400	325,300	392,900	443,800
47	274,200	327,000	394,500	445,000
48	275,000	328,700	395,900	446,200
49	275,800	330,400	397,100	447,300
50	276,600	332,200	398,500	448,500
51	277,300	334,000	399,900	449,700
52	278,100	335,700	401,200	450,900
53	278,900	337,400	402,400	452,100
54	279,700	338,700	403,600	453,300
55	280,500	340,000	404,900	454,500
56	281,300	341,300	406,200	455,700
57	282,000	342,800	407,500	456,800
58	282,600	344,400	408,800	457,400
59	283,400	345,900	410,200	457,900
60	284,300	347,500	411,400	458,400
61	285,100	349,000	412,600	458,900
62	285,700	350,600	414,000	
63	286,500	352,200	415,400	
64	287,200	353,700	416,700	
65	288,200	355,200	417,900	
66	289,000	356,800	419,100	
67	289,800	358,400	420,400	
68	290,500	359,900	421,800	
69	291,200	361,400	423,100	
70	292,000	363,000	424,300	
71	292,800	364,600	425,300	
72	293,500	366,100	426,500	
73	294,200	367,600	427,700	
74	294,900	369,200	428,800	
75	295,600	370,800	430,000	
76	296,200	372,300	431,000	
77	296,800	373,800	432,100	
78	297,500	375,200	433,100	
79	298,200	376,600	434,100	
80	298,800	377,900	435,100	
81	299,400	379,200	436,000	
82	300,100	380,600	436,800	
83	300,800	382,000	437,600	

定年
再任
用短
時間
勤務
員以
外の
職員

84	301,500	383,300	438,400
85	302,200	384,400	439,100
86	303,000	385,800	439,500
87	303,700	387,100	439,900
88	304,400	388,400	440,300
89	305,100	389,600	440,700
90	306,000	390,900	441,000
91	306,800	392,000	441,300
92	307,600	393,200	441,500
93	308,100	394,400	441,800
94	308,900	395,500	442,100
95	309,700	396,700	442,400
96	310,500	397,900	442,600
97	311,200	399,300	442,800
98	312,000	400,300	443,100
99	312,800	401,300	443,400
100	313,500	402,300	443,600
101	314,300	403,200	443,800
102	315,200	404,200	444,100
103	316,100	405,300	444,400
104	316,900	406,400	444,600
105	317,500	407,100	444,800
106	318,300	408,000	
107	319,100	408,900	
108	319,900	409,800	
109	320,600	410,600	
110	321,000	411,400	
111	321,400	412,200	
112	321,900	413,000	
113	322,400	413,600	
114	322,800	414,300	
115	323,300	415,000	
116	323,700	415,700	
117	324,200	416,300	
118	324,700	416,800	
119	325,100	417,200	
120	325,600	417,500	
121	326,100	417,800	
122	326,500	418,100	
123	327,000	418,400	
124	327,500	418,600	
125	328,100	418,800	
126	328,400	419,100	
127	328,700	419,400	
128	329,000	419,600	
129	329,200	419,800	

130	329,500	420,100			
131	329,800	420,400			
132	330,000	420,600			
133	330,200	420,800			
134	330,400	421,100			
135	330,600	421,400			
136	330,900	421,600			
137	331,200	421,800			
138	331,400	422,100			
139	331,700	422,400			
140	332,000	422,600			
141	332,200	422,800			
142	332,400	423,100			
143	332,700	423,400			
144	332,900	423,600			
145	333,200	423,800			
146	333,400				
147	333,700				
148	334,000				
149	334,200				
150	334,400				
151	334,700				
152	335,000				
153	335,200				
定年前任用短時間勤務職員	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
	240,500	281,100	310,200	338,600	423,900

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に進じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額には、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級の号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	201,900	222,700	321,700	350,700	437,700	
2	204,200	225,100	323,500	352,200	439,000	
3	206,500	227,500	325,300	353,700	440,200	
4	208,700	229,900	327,000	355,200	441,500	
5	211,000	232,300	328,600	356,600	442,600	

6	213,200	234,700	330,500	358,000	443,700
7	215,400	237,100	332,400	359,400	444,900
8	217,600	239,500	334,300	360,800	446,100
9	219,800	241,900	336,100	362,200	447,400
10	222,000	243,500	338,100	363,500	448,600
11	224,200	245,100	339,900	364,800	449,600
12	226,400	246,700	341,700	366,100	450,700
13	228,600	248,300	343,400	367,300	451,900
14	230,700	249,800	345,100	368,600	452,700
15	232,800	251,200	346,700	369,800	453,500
16	234,900	252,600	348,300	371,000	454,400
17	237,000	254,000	349,900	372,200	455,300
18	238,800	255,200	351,200	373,400	455,800
19	240,500	256,400	352,400	374,600	456,300
20	242,200	257,600	353,600	375,700	456,800
21	243,900	259,000	354,900	376,800	457,300
22	245,200	260,200	356,300	378,000	
23	246,500	261,500	357,700	379,200	
24	247,800	262,800	359,000	380,300	
25	249,000	264,100	360,300	381,400	
26	250,100	266,000	361,700	382,600	
27	251,200	267,800	363,100	383,800	
28	252,300	269,600	364,400	384,900	
29	253,500	271,300	365,700	386,000	
30	254,800	273,500	367,100	387,200	
31	256,000	275,700	368,400	388,400	
32	257,200	277,900	369,700	389,500	
33	258,300	280,100	371,000	390,600	
34	259,500	282,300	372,200	391,800	
35	260,700	284,500	373,400	393,000	
36	261,900	286,600	374,600	394,200	
37	263,100	288,600	375,800	395,400	
38	264,300	290,500	377,000	396,700	
39	265,500	292,400	378,200	397,900	
40	266,700	294,200	379,400	399,100	
41	267,900	296,000	380,500	400,300	
42	269,000	297,900	381,700	401,600	
43	270,100	299,700	382,900	402,600	
44	271,200	301,400	384,100	403,700	
45	272,200	303,100	385,200	404,900	
46	273,000	304,900	386,500	406,100	
47	273,800	306,600	387,800	407,300	
48	274,600	308,200	389,000	408,500	
49	275,300	309,800	389,900	409,600	
50	276,100	311,500	391,100	410,600	
51	276,800	313,300	392,100	411,900	

52	277,500	315,000	393,200	413,100
53	278,300	316,300	394,000	414,300
54	279,100	318,200	395,100	415,400
55	279,900	320,000	396,100	416,500
56	280,600	321,700	397,100	417,600
57	281,300	323,400	398,200	418,600
58	282,100	325,300	399,200	419,800
59	282,900	327,000	400,300	421,000
60	283,600	328,700	401,400	422,200
61	284,200	330,400	402,400	422,800
62	284,900	332,200	403,500	423,600
63	285,600	334,000	404,600	424,300
64	286,200	335,700	405,600	424,800
65	286,900	337,400	406,500	425,100
66	287,600	338,700	407,400	425,400
67	288,300	340,000	408,400	425,800
68	289,000	341,300	409,400	426,200
69	289,700	342,800	410,200	426,500
70	290,500	344,300	411,000	426,900
71	291,200	345,800	411,700	427,200
72	291,900	347,300	412,500	427,500
73	292,400	348,700	413,200	427,800
74	293,100	350,200	413,800	428,200
75	293,800	351,700	414,500	428,500
76	294,400	353,200	415,200	428,800
77	295,000	354,600	415,800	429,100
78	295,700	356,100	416,500	429,400
79	296,300	357,600	417,000	429,700
80	296,900	359,100	417,600	429,900
81	297,500	360,500	418,000	430,100
82	298,100	361,800	418,400	
83	298,700	363,100	418,700	
84	299,300	364,300	419,000	
85	299,800	365,500	419,200	
86	300,300	366,700	419,500	
87	300,800	367,900	419,800	
88	301,300	369,000	420,000	
89	301,700	370,100	420,200	
90	302,300	371,200	420,500	
91	302,800	372,300	420,800	
92	303,300	373,400	421,000	
93	303,600	374,500	421,200	
94	304,100	375,700	421,500	
95	304,600	376,800	421,800	
96	305,000	377,900	422,000	
97	305,400	378,900	422,200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

98	305,900	379,900	422,500
99	306,400	380,800	422,800
100	306,800	381,700	423,000
101	307,200	382,500	423,200
102	307,600	383,500	423,500
103	308,000	384,400	423,800
104	308,300	385,300	424,000
105	308,500	386,100	424,200
106	308,800	387,000	
107	309,100	387,900	
108	309,300	388,800	
109	309,500	389,600	
110	309,700	390,600	
111	310,000	391,500	
112	310,300	392,400	
113	310,500	393,000	
114	310,700	393,900	
115	310,900	394,800	
116	311,200	395,700	
117	311,500	396,500	
118	311,700	397,200	
119	312,000	398,000	
120	312,300	398,800	
121	312,500	399,400	
122	312,700	400,100	
123	312,900	400,800	
124	313,200	401,400	
125	313,500	402,000	
126		402,700	
127		403,200	
128		403,800	
129		404,400	
130		405,000	
131		405,500	
132		406,000	
133		406,300	
134		406,600	
135		406,900	
136		407,200	
137		407,500	
138		407,800	
139		408,100	
140		408,400	
141		408,700	
142		409,000	
143		409,300	

定年前任用短時間勤務職員	144	409,600	基準	基準	基準	基準	基準
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	145	409,800	円	円	円	円	円
	146	410,100					
	147	410,400					
	148	410,600					
	149	410,800					
	150	411,100					
	151	411,400					
	152	411,600					
	153	411,800					
	154	412,100					
	155	412,400					
	156	412,600					
	157	412,800					
			231,700	278,000	305,400	332,000	413,900

- 備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第4条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	185,900	235,900	328,100	378,000	448,500
	2	187,000	240,200	330,100	379,400	458,400
	3	188,200	242,900	332,100	380,800	467,800
	4	189,300	245,600	334,100	382,200	477,700
	5	190,400	248,200	335,900	383,600	487,300
	6	192,500	249,800	337,900	385,000	497,100
	7	194,600	251,300	339,800	386,400	506,000
	8	196,700	252,800	341,700	387,800	513,900
	9	198,900	254,300	343,500	389,200	521,700
	10	200,800	256,400	345,100	390,700	528,800
	11	202,800	258,500	346,700	392,100	534,100
	12	204,800	260,500	348,300	393,500	538,600
	13	206,800	262,500	349,900	394,900	541,600
	14	208,700	264,800	350,900	396,400	543,600

15	210,600	267,100	351,900	397,900
16	212,400	269,300	352,900	399,400
17	214,100	271,500	354,000	400,900
18	215,900	273,900	355,300	402,500
19	217,700	276,300	356,500	404,100
20	219,500	278,700	357,700	405,800
21	221,300	281,000	358,900	407,000
22	223,100	283,100	360,000	408,400
23	224,800	285,200	361,100	409,800
24	226,500	287,200	362,200	411,100
25	228,200	289,200	363,300	412,400
26	230,300	291,100	364,300	413,700
27	232,200	293,000	365,300	415,200
28	234,100	294,900	366,300	416,700
29	236,000	296,800	367,200	417,900
30	237,100	298,300	368,100	419,100
31	238,200	299,800	368,900	420,700
32	239,300	301,300	369,700	422,200
33	240,700	302,800	370,400	423,500
34	242,200	304,300	371,200	424,900
35	243,700	305,800	372,000	426,300
36	245,200	307,200	372,800	427,700
37	246,700	308,600	373,600	429,100
38	248,300	309,500	374,400	430,500
39	249,900	310,400	375,200	431,900
40	251,500	311,300	376,000	433,300
41	253,100	312,100	376,800	434,400
42	254,600	312,600	378,100	435,700
43	256,100	313,100	379,400	437,100
44	257,600	313,600	380,600	438,400
45	259,100	314,100	381,300	439,200
46	260,400	314,600	382,300	440,000
47	261,600	315,100	383,100	440,900
48	262,800	315,600	383,800	441,800
49	264,000	316,000	384,500	442,600
50	265,100	316,500	385,200	443,400
51	266,200	317,000	385,900	444,000
52	267,300	317,500	386,600	444,800
53	268,400	317,900	387,200	445,200
54	269,500	318,400	387,900	445,800
55	270,500	318,800	388,700	446,300
56	271,500	319,200	389,500	446,800
57	272,500	319,600	390,100	447,300
58	273,200	320,000	390,900	
59	273,800	320,400	391,600	
60	274,400	320,800	392,300	

定年
前再
任用
短時
間勤

務職 員以 外の 職員						
61	275,000	321,200	392,900			
62	275,600	321,800	393,600			
63	276,200	322,400	394,300			
64	276,800	323,000	395,000			
65	277,400	323,500	395,700			
66	278,000	324,100	396,300			
67	278,600	324,700	396,900			
68	279,200	325,300	397,600			
69	279,800	325,800	398,300			
70	280,500	326,400	398,800			
71	281,200	327,000	399,400			
72	281,900	327,600	400,000			
73	282,500	328,100	400,500			
74	283,200	328,800	401,100			
75	283,900	329,500	401,700			
76	284,600	330,200	402,200			
77	285,200	330,900	402,700			
78	285,900	331,600	403,200			
79	286,600	332,300	403,700			
80	287,200	333,000	404,400			
81	287,800	333,700	404,800			
82	288,500	334,500				
83	289,200	335,200				
84	289,800	335,800				
85	290,400	336,300				
86	291,100	336,800				
87	291,800	337,200				
88	292,400	337,600				
89	293,000	337,900				
90	293,700	338,400				
91	294,400	338,800				
92	295,000	339,200				
93	295,600	339,500				
94	296,300	339,900				
95	296,900	340,300				
96	297,500	340,700				
97	297,800	341,200				
98	298,400	341,700				
99	299,000	342,200				
100	299,500	342,700				
101	300,000	343,200				
102	300,400	343,700				
103	300,800	344,200				
104	301,200	344,700				
105	301,600	345,100				
106	302,100	345,500				

定年前再任用短時間勤務職員	107	302,600	346,000			
		302,900	346,400			
108	109	303,100	346,900			
		303,500	347,300			
110	111	303,800	347,700			
		304,000	348,100			
112	113	304,300	348,600			
		304,600	349,000			
114	115	304,900	349,400			
		305,200	349,800			
116	117	305,500	350,300			
		305,800	350,700			
118	119	306,000	351,100			
		306,300	351,500			
120	121	306,600	351,900			
		223,800	265,600	290,600	333,400	392,600
		円	円	円	円	円

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
分	1	293,400	402,300	457,100	551,800
	2	295,700	405,000	459,100	557,900
	3	298,000	407,600	461,000	563,200
	4	300,200	410,100	462,900	568,100
	5	302,300	412,500	464,300	572,500
	6	305,800	414,700	466,100	576,800
	7	309,300	416,800	467,900	580,400
	8	312,700	418,900	469,700	583,400
	9	316,100	421,000	471,500	585,900
	10	319,600	422,500	473,300	588,200
	11	323,000	424,000	475,100	
	12	326,400	425,500	476,900	
	13	329,800	426,900	478,700	
	14	333,300	428,400	480,500	

15	336,700	429,900	482,300
16	340,100	431,300	484,100
17	343,500	432,700	485,900
18	346,600	434,200	487,800
19	349,700	435,700	489,700
20	352,800	437,100	491,600
21	356,000	438,500	493,500
22	359,100	440,000	495,200
23	362,200	441,500	497,000
24	365,200	442,900	498,800
25	368,200	444,300	500,400
26	370,500	445,700	502,200
27	372,800	447,100	504,000
28	375,000	448,500	505,600
29	376,900	449,900	507,000
30	378,600	451,300	508,700
31	380,300	452,700	510,500
32	382,100	454,100	512,200
33	383,900	455,500	513,700
34	385,700	456,900	515,000
35	387,300	458,300	516,300
36	388,700	459,700	517,600
37	390,100	461,100	518,600
38	391,600	462,800	519,900
39	393,100	464,400	521,200
40	394,600	466,000	522,500
41	396,100	467,600	523,500
42	396,800	468,800	524,300
43	397,400	470,000	525,100
44	398,100	471,100	525,900
45	399,000	472,100	526,800
46	399,600	473,100	527,600
47	400,200	474,000	528,400
48	400,800	474,800	529,100
49	401,400	475,500	529,900
50	401,900	476,200	530,700
51	402,400	476,900	531,400
52	402,900	477,500	532,300
53	403,400	478,200	533,200
54	403,800	478,900	534,000
55	404,200	479,500	534,900
56	404,600	480,100	535,800
57	405,000	480,400	536,600
58	405,400	481,000	537,500
59	405,800	481,700	538,400
60	406,200	482,400	539,100

定年前任用
再短時間勤務
職員以上の
外職員

定年前再任用短時間勤務職員	61	406,600	482,800	539,900	
		407,000	483,400	540,800	
62	407,000	484,100	541,700		
	407,400	484,800	542,600		
63	407,800	485,200	543,400		
	408,100	485,800	544,300		
64	408,100	486,400	545,200		
		486,900	546,100		
65		487,400	546,900		
		487,900	547,800		
66		488,400	548,700		
		488,900	549,600		
67		489,300	550,400		
		489,800			
68		490,200			
		490,700			
69		491,200			
		491,800			
70		492,400			
		492,800			
71		493,300			
		493,900			
72		494,500			
		495,000			
73		495,500			
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					

備考 この表は、厚生環境事務所に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	190,600	265,000	318,900	362,700	417,000
	2	192,700	265,800	320,300	364,400	418,900
	3	194,800	266,600	321,700	366,000	420,800
	4	196,900	267,400	323,100	367,600	422,600
	5	198,900	268,200	324,400	369,200	424,400
	6	200,900	269,000	326,000	370,800	426,000
	7	202,900	269,800	327,500	372,400	427,600

8	204,700	270,600	329,000	374,000	429,100
9	206,500	271,400	330,400	375,600	430,600
10	208,400	272,200	332,000	377,600	431,900
11	210,300	273,000	333,500	379,600	433,200
12	212,400	273,800	334,900	381,600	434,500
13	214,100	274,600	336,400	383,000	435,800
14	216,100	275,400	338,000	384,700	437,000
15	218,300	276,200	339,200	386,400	438,200
16	220,400	277,000	340,700	388,100	439,300
17	222,500	277,800	342,200	389,800	440,500
18	223,600	278,600	343,800	391,300	441,600
19	224,700	279,400	345,200	392,800	442,800
20	225,800	280,200	346,700	394,300	444,000
21	226,900	280,900	347,900	395,600	445,100
22	228,800	281,800	349,400	396,900	445,900
23	230,700	282,900	350,900	398,200	446,300
24	232,800	284,000	352,400	399,300	447,000
25	234,500	285,200	353,600	400,400	447,500
26	235,600	286,500	355,100	401,500	447,900
27	236,600	287,900	356,600	402,600	448,300
28	237,600	289,200	358,000	403,700	448,700
29	238,700	290,800	359,400	404,500	449,100
30	239,900	292,500	361,000	405,300	449,500
31	241,200	294,100	362,500	406,100	449,900
32	242,500	295,700	364,000	406,900	450,200
33	243,800	297,400	365,200	407,300	450,500
34	245,100	298,600	366,200	407,900	450,900
35	246,400	299,800	367,300	408,400	451,200
36	247,600	301,000	368,300	408,800	451,500
37	248,800	302,200	369,200	409,200	451,800
38	250,000	303,400	369,900	409,400	
39	251,200	304,600	370,800	409,700	
40	252,400	305,800	371,800	410,000	
41	253,500	307,000	372,700	410,300	
42	254,400	308,200	373,600	410,600	
43	255,200	309,300	374,500	410,900	
44	256,000	310,500	375,400	411,200	
45	256,800	311,800	376,100	411,400	
46	257,600	313,000	376,800	411,700	
47	258,400	314,200	377,600	412,000	
48	259,200	315,400	378,400	412,300	
49	260,000	316,600	378,800	412,500	
50	260,800	317,700	379,400	412,800	
51	261,600	318,900	380,100	413,100	

52	262,400	320,100	380,800	413,400
53	263,200	321,300	381,100	413,600
54	264,000	322,600	381,700	
55	264,700	323,900	382,300	
56	265,500	325,100	382,700	
57	266,400	326,000	383,000	
58	267,200	327,200	383,300	
59	268,000	328,400	383,800	
60	268,800	329,600	384,300	
61	269,600	330,700	384,600	
62	270,400	331,700	385,000	
63	271,200	332,700	385,400	
64	272,000	333,600	385,800	
65	272,700	334,500	386,300	
66	273,500	335,500	386,700	
67	274,300	336,500	387,200	
68	275,100	337,400	387,700	
69	275,800	337,900	388,100	
70	276,600	338,800	388,600	
71	277,300	339,500	389,100	
72	278,000	340,400	389,600	
73	278,700	341,100	389,900	
74	279,400	341,400	390,400	
75	280,100	341,900	390,700	
76	280,800	342,500	391,100	
77	281,500	343,100	391,500	
78	282,200	343,800	392,000	
79	282,900	344,500	392,400	
80	283,500	345,100	392,800	
81	284,100	345,800	393,100	
82	284,800	346,300	393,600	
83	285,500	346,900	393,900	
84	286,100	347,500	394,300	
85	286,700	347,800	394,600	
86	287,400	348,400	395,100	
87	288,100	348,900	395,400	
88	288,700	349,400	395,800	
89	289,300	349,900	396,100	
90	290,000	350,400		
91	290,700	350,900		
92	291,300	351,300		
93	291,900	351,600		
94	292,400	351,900		
95	292,800	352,100		

定年前任用短時間勤務員以外の職員

定年前再任用短時間勤務職員	96	293,200	352,400			
		293,600	352,900			
97	293,900	353,200				
	294,200	353,500				
99	294,500	353,800				
	294,800	354,200				
101	295,100	354,500				
	295,400	354,800				
103	295,700	355,100				
	295,900	355,500				
105	296,100	355,800				
	296,300	356,100				
106	296,500	356,400				
	296,900	356,700				
109	297,100	357,100				
	297,300	357,500				
110	297,500	357,900				
	297,900	358,400				
111	298,100	358,800				
	298,300	359,200				
112	298,600	359,600				
	298,900	360,100				
113	299,100					
	299,300					
114	299,600					
	299,900					
115	300,100					
	300,300					
116	300,600					
	300,900					
117	300,100					
	300,300					
118	300,600					
	300,900					
119	300,100					
	300,300					
120	300,600					
	300,900					
121	300,100					
	300,300					
122	300,600					
	300,900					
123	300,100					
	300,300					
124	300,600					
	300,900					
125	221,600	263,700	286,700	330,400	373,000	

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

46	276,100	318,200	376,900	433,600
47	276,800	319,300	377,900	434,200
48	277,500	320,400	379,000	434,600
49	278,200	321,500	380,000	435,200
50	278,800	322,600	380,700	435,700
51	279,300	323,700	381,600	436,100
52	279,800	324,800	382,400	436,600
53	280,300	325,900	382,900	437,100
54	280,900	327,100	383,600	437,500
55	281,400	328,200	384,300	437,800
56	281,900	329,300	384,900	438,100
57	282,300	330,100	385,500	438,500
58	282,800	331,200	386,000	
59	283,300	332,300	386,600	
60	283,800	333,300	387,100	
61	284,300	334,300	387,600	
62	284,800	335,300	388,100	
63	285,300	336,300	388,700	
64	285,800	337,300	389,200	
65	286,300	338,500	389,800	
66	286,800	339,800	390,200	
67	287,300	341,000	390,700	
68	287,800	342,200	391,100	
69	288,300	343,100	391,400	
70	288,800	344,300	391,900	
71	289,300	345,400	392,300	
72	289,800	346,700	392,500	
73	290,300	347,700	392,700	
74	291,100	348,600	393,100	
75	291,900	349,700	393,300	
76	292,600	350,900	393,500	
77	293,300	352,000	393,700	
78	294,200	353,200	394,100	
79	295,100	354,400	394,500	
80	295,900	355,400	394,800	
81	296,700	356,400	395,000	
82	297,600	357,400	395,400	
83	298,400	358,500	395,800	
84	299,200	359,600	396,200	
85	300,000	360,400	396,500	
86	300,900	361,500	396,900	
87	301,800	362,600	397,300	
88	302,700	363,600	397,700	
89	303,600	364,300	398,000	
90	304,500	365,100		
91	305,400	365,900		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

92	306,300	366,600
93	307,100	367,200
94	308,100	367,700
95	309,100	368,200
96	310,000	368,700
97	310,500	369,300
98	311,400	369,800
99	312,300	370,300
100	313,100	370,800
101	313,900	371,200
102	314,900	371,600
103	315,900	372,200
104	316,900	372,700
105	317,800	373,000
106	318,900	373,500
107	319,900	373,900
108	320,900	374,200
109	321,700	374,800
110	322,400	375,300
111	323,100	375,800
112	323,700	376,300
113	324,200	376,900
114	324,500	377,400
115	325,100	377,900
116	325,700	378,300
117	326,100	378,900
118	326,700	379,400
119	327,300	379,900
120	327,800	380,400
121	328,200	381,000
122	328,700	381,400
123	329,200	381,900
124	329,700	382,400
125	330,100	383,000
126	330,500	
127	330,800	
128	331,100	
129	331,400	
130	331,800	
131	332,100	
132	332,400	
133	332,600	
134	332,900	
135	333,200	
136	333,400	
137	333,600	

138	333,900				
139	334,200				
140	334,500				
141	334,700				
142	335,000				
143	335,400				
144	335,600				
145	335,800				
146	336,000				
147	336,400				
148	336,600				
149	336,900				
150	337,300				
151	337,700				
152	338,100				
153	338,400				
154	338,800				
155	339,200				
156	339,600				
157	339,900				
158	340,300				
159	340,600				
160	341,000				
161	341,300				
162	341,700				
163	342,100				
164	342,500				
165	342,800				
166	343,200				
167	343,600				
168	344,000				
169	344,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
 に改正する。

改正後	改正前
別表第七（第四条関係）	別表第六（第四条関係）

等級別基準職務表

第一―第八 (略)

第九 情報職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	情報主事の職務
二級	情報主任の職務
三級	情報主査の職務
四級	高度の専門的な技術を必要とする情報処理業務に従事する職員職務
五級	高度の専門的な技術を必要とする困難な情報処理業務に従事する職員職務
六級	特に高度の専門的な技術を必要とする特に困難な情報処理業務に従事する職員職務
七級	極めて高度の専門的な技術を必要とする特に困難で重要な情報処理業務に従事する職員職務

等級別基準職務表

第一―第八 (略)

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第6 (第4条関係)

情報職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	円 185,500	円 267,300	円 303,200	円 464,400	円 515,000	円 591,200	円 677,500
	2	円 186,600	円 268,300	円 304,700	円 476,400	円 525,000	円 603,200	円 699,500
	3	円 187,800	円 269,300	円 306,200	円 486,400	円 533,000	円 613,200	
	4	円 188,900	円 270,300	円 307,600	円 494,400	円 539,000		
	5	円 190,000	円 271,300	円 308,600	円 500,400	円 543,000		
	6	円 191,700	円 272,300	円 309,600	円 504,400			
	7	円 193,300	円 273,300	円 310,600				
	8	円 194,900	円 274,300	円 311,800				
	9	円 196,600	円 275,300	円 313,000				
	10	円 198,200	円 276,300	円 314,600				

	11	199,800	277,300	316,200			
	12	201,400	278,400	317,800			
	13	203,000	279,400	319,100			
	14	204,700	280,700	320,700			
	15	206,400	282,000	322,300			
	16	208,100	283,200	323,900			
	17	209,400	284,500	325,400			
	18	211,000	285,800	327,100			
	19	212,600	287,000	328,700			
	20	214,100	288,200	330,200			
	21	215,600	289,300	331,600			
	22	217,200	290,500	333,300			
	23	218,800	291,800	334,600			
	24	220,400	293,100	336,200			
	25	222,000	294,400	337,400			
	26	223,700	295,400	339,300			
	27	225,000	296,400	340,900			
	28	226,300	297,500	342,500			
	29	227,600	298,600	343,800			
	30	228,700	299,800	345,400			
	31	229,800	300,900	347,000			
	32	230,900	302,100	348,600			
	33	232,000	303,300	350,200			
	34	233,500	304,600	351,900			
	35	235,000	305,900	353,700			
	36	236,500	307,200	355,500			
	37	238,000	308,500	357,000			
	38	239,500	309,800	358,400			
	39	241,000	311,100	359,800			
	40	242,500	312,400	361,200			
	41	244,000	313,700	362,700			
	42	245,400	315,000	364,100			
	43	246,800	316,300	365,400			
	44	248,200	317,400	366,900			
	45	249,400	318,300	368,100			
	46	250,600	319,600	369,100			
	47	251,800	320,900	370,200			
	48	253,000	322,200	371,400			
	49	254,100	323,400	372,300			
	50	255,200	324,700	373,300			
	51	256,300	325,900	374,300			
	52	257,400	327,100	375,200			
	53	258,400	328,400	376,200			
定年	54	259,400	329,500	377,100			
前再							

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員								
55	260,400	330,600	378,000					
56	261,400	331,700	378,900					
57	262,400	332,400	379,700					
58	263,300	333,300	380,400					
59	264,200	334,000	381,200					
60	265,100	334,800	382,000					
61	265,900	335,600	382,600					
62	266,700	336,000	383,300					
63	267,500	336,600	384,000					
64	268,300	337,300	384,700					
65	269,000	338,100	385,200					
66	269,800	338,800	385,900					
67	270,600	339,500	386,500					
68	271,300	340,100	387,100					
69	272,000	340,600	387,500					
70	272,800	341,200	388,100					
71	273,600	341,700	388,700					
72	274,300	342,300	389,300					
73	275,000	342,600	389,700					
74	275,800	343,100	390,200					
75	276,600	343,500	390,700					
76	277,300	343,900	391,300					
77	278,000	344,300	391,600					
78	278,700	344,800	392,000					
79	279,400	345,300	392,300					
80	280,100	345,800	392,700					
81	280,800	346,100	393,000					
82	281,500	346,500	393,300					
83	282,200	346,900	393,600					
84	282,900	347,300	393,900					
85	283,500	347,600	394,100					
86	284,200	348,000	394,400					
87	284,800	348,400	394,700					
88	285,500	348,800	394,900					
89	286,100	349,000	395,100					
90	286,800	349,400	395,300					
91	287,400	349,800	395,500					
92	288,100	350,200	395,700					
93	288,700	350,400	395,900					
94		350,800	396,100					
95		351,200	396,300					
96		351,500	396,500					
97		351,800	396,700					
98		352,200						

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	
		円	円	円	円	円	円	
		221,500	262,000	294,200	419,400	474,100	517,700	585,000
			352,600 353,000					
			353,500 353,900					
			354,300 354,700					
			355,200 355,600					
			355,900 356,200					
			356,700					

備考 この表は、情報分野における専門的な知識、技術等が必要とする業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(給与の額等) 第三条 (略) 2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同条第五項において人事委員会規則で定めることと	(給与の額等) 第三条 (略) 2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の八十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の八十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることと

3 (略)
 されている事項については、規則で定めるものとする。

3 (略)
 されている事項については、規則で定めるものとする。

(一) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第五条 (給与に関する特例)
 (略)

第五条 (給与に関する特例)
 (略)

号給	給料月額 円
1	<u>414,000</u>
2	<u>475,000</u>
3	<u>538,000</u>
4	<u>621,000</u>
5	<u>722,000</u>
6	<u>824,000</u>

号給	給料月額 円
1	<u>402,000</u>
2	<u>461,000</u>
3	<u>522,000</u>
4	<u>603,000</u>
5	<u>701,000</u>
6	<u>800,000</u>

2 (略)

号給	給料月額 円
1	<u>346,000</u>
2	<u>382,000</u>
3	<u>410,000</u>

2 (略)

号給	給料月額 円
1	<u>336,000</u>
2	<u>371,000</u>
3	<u>398,000</u>

3-7 (略)
 第六条 (給与条例の適用除外等)

3-7 (略)
 第六条 (給与条例の適用除外等)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは、「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあ

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは、「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるの

<p>るのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、給与条例第十九条の第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>は「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>
---	---

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 (給与条例の適用除外等) 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項及び第二項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。))第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項及び第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>第六条 (給与条例の適用除外等) 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。))第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後				改正前	
		(給与に関する特例) 第六条 (略)				(給与に関する特例) 第六条 (略)	
2-6 (略)		号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
		1	<u>392,000</u>	1	<u>380,000</u>	1	<u>380,000</u>
		2	<u>440,000</u>	2	<u>427,000</u>	2	<u>427,000</u>
		3	<u>492,000</u>	3	<u>477,000</u>	3	<u>477,000</u>
		4	<u>555,000</u>	4	<u>539,000</u>	4	<u>539,000</u>
		5	<u>634,000</u>	5	<u>615,000</u>	5	<u>615,000</u>
		6	<u>740,000</u>	6	<u>718,000</u>	6	<u>718,000</u>
		<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の九十三」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の六十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>					

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(給与に関する特例)

第六条 (略)

2-4 (略)

5| 第二項の規定による号給の決定及び第三項の規定による給料月額額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例等の適用除外等)
 第七条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)
 第四条、第五条、第六条、第六条の二、第九条から第十條まで、第十一条の五、第十四条の四、第十四条の五、第十七条の三及び第十八条の六の規定並びに市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)第三条、第四条、第五条及び第八條の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第十七條の四第一項及び第二項、第十八條第二項、第十八條の四第二項及び第十九條の二第二項の規定の適用については、給与条例第十七條の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)
 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十七條の四第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八條第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の七十七・五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の六十二」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の二十三・二五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の七十七・五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の六十二」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の四十六・五」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の二十三・二五」と、給与条例第十八條の四第二項中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」と、給与条例第十九條の二第二項中「管

改正前

(給与に関する特例)

第六条 (略)

2-4 (略)

5| 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

6| 第二項の規定による号給の決定、第三項の規定による給料月額額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例等の適用除外等)
 第七条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)
 第四条、第五条、第六条、第六条の二、第九条から第十條まで、第十一条の五、第十四条の四、第十四条の五、第十七条の三、第十八條の四及び第十八條の六の規定並びに市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)第三条、第四条、第五条及び第八條の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七條の四第一項、第十八條第二項及び第十九條の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。)
 第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七條の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八條第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、給与条例第十九條の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職

理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

員」とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第八条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の場合により期末手当を支給する。ただし、次項第一号若しくは第三号に該当する短時間勤務会計年度任用職員又は同項第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて令和六年十二月一日に係る期末手当の支給を受けない職員(以下この条及び次条において「第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員」という。)については、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の六十三・五」とあるのは「百分の六十二」とあるのは「百分の六十一」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の六十三・五」とあるのは「百分の六十二」とあるのは「百分の六十一」とする。</p> <p>2―4 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第六条の二 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額と第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の合計額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の場合により期末手当を支給する。</p> <p>2―4 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第六条の二 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

第九条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。</p>	<p>(期末手当) 第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、次項第一号若しくは第三号に該当する短時間勤務会計年度任用職員又は同項第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて令和六年十二月一日に係る期末手当の支給を受けない職員(以下この条及び次条において「第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員」という。)については、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の三十一・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の三十二・二五」とあるのは「百分の三十一・五」とする。</p>
<p>2―4 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第六条の二 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>(勤勉手当) 第六条の二 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、<u>第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額と第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の合計額を超えてはならない。</u></p>
<p>3・4 (略)</p> <p>附則</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>附則</p>
<p>1 (略)</p> <p>(企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準) 2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員で</p>	<p>1 (略)</p> <p>(企業職員である短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準) 2 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員で</p>

ある短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬、期末手当及び勤勉手当に関する規定を準用する。

ある短時間勤務会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関しては、この条例の報酬及び期末手当に関する規定を準用する。

3・4 (略)

3・4 (略)

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

職 務	基礎日額	上限日額
事務職	九、三〇〇円	一三、一〇〇円
教育職	一〇、一〇〇円	一四、八〇〇円
医療職	九、五五〇円	一四、一五〇円
専門事務職	一三、三五〇円	一六、一五〇円
専門教育職	一一、一五〇円	一五、八〇〇円
専門研究職	一一、八〇〇円	一七、六〇〇円
専門医療職	一三、二五〇円	二一、九五〇円
高度専門職	一九、六〇〇円	四三、二〇〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると任命権者が認め、かつ、人事委員会の承認を得た短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限日額は、事務職については一万四千四百五十円と、教育職については一万六千七百五十円と、医療職については一万七千二百円と、専門事務職については一万七千八百五十円と、専門教育職については二万二千二百円と、専門医療職については二万四千八百円とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第十条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているものに係る定年から二十年を減じた年齢以上であるもの（次項に該当するものを除く。）に對する第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲</p>	<p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているものに係る定年から二十年を減じた年齢以上であるもの（次項に該当するものを除く。）に對する第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上</p>

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2
 第五条第一項第二号及び第三号に規定する者（同項第三号に規定する者にあつては、第八条の三第一項第二号に掲げる募集のうち職制の改廃を円滑に実施することを目的として行つたものに係る同条第十項に規定する認定を受けて退職した者に限る。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者に対する第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替へる規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（その年数が十五年を超える者にあつては、十五年とする。）一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一号 及び特定減額前給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（その年数が十五年を超える者にあつては、十五年とする。）一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（その年数が十五年を超える者にあつては、十五年とする。）一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額
第五条の二第二号	退職日給料月額に	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二並びに附則第十四項及び第二十項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第五条の三の二 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二並びに附則第十四項及び第二十項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに

<p>第五条の二第一項第二号ロ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(その年数が十五年を超える者については、十五年とする。)(一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額に、</p>
		<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>

前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第六条の二 第五条の二第一項(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロ(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一・二 (略)

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
(略)	(略)	(略)
これらの	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の
第六条の二	第五条の二第一項(第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項(
同項第二号ロ	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一

前条第一項の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。ただし、第五条の三第二項に規定する者に対して支給する退職手当の基本額については、この限りでない。

第六条の二 第五条の二第一項(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロ(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。ただし、第五条の三第二項に規定する者に対して支給する退職手当の基本額については、この限りでない。

一・二 (略)

第六条の三 第五条の三第一項に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条
(略)	(略)	(略)
これらの	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の
第六条の二	第五条の二第一項(第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項(
同項第二号ロ	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の	第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の

(略)		(略)		同項の		項第二号口	
第六条の二第二号		(略)		(略)		第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の	
第五条の二第二号口		(略)		第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口			
(略)		(略)		当該割合		当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合	

第六条の五 (略)

(略)		(略)		同項の		二第一項第二号口	
第六条の二第二号		(略)		(略)		第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の	
第五条の二第二号口		(略)		第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口			
(略)		(略)		当該割合		当該第五条の三第一項の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合	

第六条の五 (略)

(高度情報職務従事職員の給料月額の特例)

第六条の六 情報職給料表(職員の給与に関する条例別表第六に規定する情報職給料表をいう。以下同じ。)の適用を受けている職員でその職務の級が四級以上のもの(以下「高度情報職務従事職員」という。)の退職日給料月額及び高度情報職務従事職員であつた職員で退職の日に情報職給料表以外の給料表の適用を受けているもの又は高度情報職務従事職員であつた職員で退職の日に情報職給料表の適用を受け、その職務の級が三級以下のものの特定減額前給料月額(当該特定減額前給料月額が情報職給料表の職務の級及び号給の区分により支給されていたものに限る。)は、次の表の上欄に掲げる退職の日又は減額日の前日において当該高度情報職務従事職員が受けている情報職給料表の職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる行政職給料表(職員の給与に関する条例別表第一に規定する行政職給料表をいう。以下同じ。)の職務の級及び号給に規定されている給料月額とする。

退職の日又は減額日の前日において高度情報職務従事職員が受けている情報職給料表の職務の級及び号給	行政職給料表の職務の級及び号給
四級一号給から六号給まで	三級九十七号給

五級一号給	四級三十九号給
五級二号給	四級五十号給
五級三号給	四級六十号給
五級四号給	四級六十八号給
五級五号給	四級七十三号給
六級一号給	五級一号給
六級二号給	五級四号給
六級三号給	六級一号給
七級一号給	六級四号給
七級二号給	七級一号給

2| 高度情報職務従事職員については、前条第二項中「給料」とあるのは「次条第一項の規定により決定される給料月額」とする。

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2-6 (略)

7 (略)

一―三 (略)

四 安定した職業に就いた者については、就業促進手当

五・六 (略)

8 (略)

9 第七項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第七項の規定の適用については、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

10-12 (略)

附則

1・2 (略)

3 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

2-6 (略)

7 (略)

一―三 (略)

四 職業に就いた者については、就業促進手

五・六 (略)

8 (略)

9 第七項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第七項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

10-12 (略)

附則

1・2 (略)

3 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として

在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4-10 (略)

11 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下この項及び次項において「旧機関」という。）の職員又は独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第十三号）附則別表の上欄に掲げる旧国立高等専門学校（以下この項及び次項において「旧国立高等専門学校」という。）の職員として在職する者が、国立大学法人法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職員又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第三条の規定により引き続き同法第三条に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この項及び次項において「国立高等専門学校機構」という。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員又は国立高等専門学校機構の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧機関（

在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4-10 (略)

11 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下この項及び次項において「旧機関」という。）の職員又は独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第十三号）附則別表の上欄に掲げる旧国立高等専門学校（以下この項及び次項において「旧国立高等専門学校」という。）の職員として在職する者が、国立大学法人法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職員又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第三条の規定により引き続き同法第三条に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この項及び次項において「国立高等専門学校機構」という。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員又は国立高等専門学校機構の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧機

国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部（次項において「統合前大学等」という。）を含む。）の職員及び国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間又は旧国立高等専門学校等の職員及び国立高等専門学校機構の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等又は国立高等専門学校機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

12 旧機関（統合前大学等を含む。）の職員又は旧国立高等専門学校の職員が、第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員又は国立高等専門学校機構の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）又は当該国立高等専門学校機構の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、当該国立大学法人等の職員又は当該国立高等専門学校機構の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

13 14 (略)

15 令和九年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは、「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の

関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三条第一項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部（次項において「統合前大学等」という。）を含む。）の職員及び国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間又は旧国立高等専門学校等の職員及び国立高等専門学校機構の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等又は国立高等専門学校機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

12 旧機関（統合前大学等を含む。）の職員又は旧国立高等専門学校の職員が、第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員又は国立高等専門学校機構の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）又は当該国立高等専門学校機構の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、当該国立大学法人等の職員又は当該国立高等専門学校機構の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

13 14 (略)

15 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは、「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の

二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」

とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）

とする。

16
20 (略)

21 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは、「定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三条本文の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三条本文の適用を受けていた者であつて附則第十八項第

二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」

とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）

とする。

16
20 (略)

21 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三第一項、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは、「定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三条本文の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第五条の三第一項の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十八項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第三条本文の適用を受けていた者であ

二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

22 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者(次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四号第一項及び第五号第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五号の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六号の項、第六号の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは「百分の三」とする。

23 当分の間、略第四条第一項第四号及び第五号第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者に対する第五条の三及び第五号の三の二の規定の適用並びに第八条の三の規定の適用については、略第五条の三本文及び第八号の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、略第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八号の三第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、略第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、略第五条の三の表第四号第一項及び第五号第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五号の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六号の項、第六号の二第一号の項及び第六号の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは、「附則第二十二項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められ

つて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)にあつては六十歳とし、附則第十八項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第十八項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては六十五歳とし、附則第十八項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

22 当分の間、略第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者(次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第五条の三第一項、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、略第五条の三第一項の表第四号第一項及び第五号第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五号の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六号の項、第六号の二第一号の項及び第六号の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは「百分の三」とする。

23 当分の間、略第四条第一項第四号及び第五号第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者に対する第五条の三第一項及び第五号の三の二の規定の適用並びに第八条の三の規定の適用については、略第五条の三本文及び第八号の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、略第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八号の三第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、略第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三第一項及び第六条の三の規定の適用については、略第五条の三第一項の表第四号第一項及び第五号第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五号の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六号の項、第六号の二第一号の項及び第六号の二第二号の項中「百分の三(その年数が一年である者にあつては、百分の二)」とあるのは、「附則第二十二項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日にお

ているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五條第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五條の二第二項第二号の項並びに第六條の三の表第六條の項、第六條の二第一号の項及び第六條の二第二号の項中、「百分の三（その年数が一年である者にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

いて定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三第一項、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三第一項の表第四條第一項及び第五條第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五條の二第二項第二号の項並びに第六條の三の表第六條の項、第六條の二第一号の項及び第六條の二第二号の項中、「百分の三（その年数が一年である者にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一條 職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（職員の給料に関する経過措置等）</p> <p>第三條 第二條の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和二年改正後給与条例」という。）<u>第四條第一項及び別表第一から別表第六まで（別表第五のうち医療職給料表（一）を除く。）</u>の規定にかかわらず、別表第一から別表第六までの給料表（別表第五のうち医療職給料表（一）を除く。）に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額（別表第三のうち教育職給料表（二）及び（三）にあつては、それぞれの給料表備考2に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）<u>第二條の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和四年改正後給与条例」という。）</u>附則第八項の規定が適用される者</p>	<p>附則</p> <p>（職員の給料に関する経過措置等）</p> <p>第三條 第二條の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和二年改正後給与条例」という。）<u>第四條第一項及び別表第一から別表第五まで（別表第五のうち医療職給料表（一）を除く。）</u>の規定にかかわらず、別表第一から別表第五までの給料表（別表第五のうち医療職給料表（一）を除く。）に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額（別表第三のうち教育職給料表（二）及び（三）にあつては、それぞれの給料表備考2に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。）に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）<u>第二條の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和四年改正後給与条例」という。）</u>附則第八項の規定が適用される者</p>

については、同項中「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

5 令和四年改正後給与条例附則第十項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」「とあるのは「とする。」に百分の百・五を乗じて得た額（その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、令和四年改正後給与条例附則第八項の規定が適用される者についての職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 (略)

（任期付研究員の給料に関する経過措置等）
第六条 改正後任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。

2・3 (略)

については、同項中「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

5 令和四年改正後給与条例附則第十項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」「とあるのは「とする。」に百分の百・三を乗じて得た額（その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、令和四年改正後給与条例附則第八項の規定が適用される者についての職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 (略)

（任期付研究員の給料に関する経過措置等）
第六条 改正後任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。

2・3 (略)

(任期付職員の給料に関する経過措置等)
第七条 改正後任期付職員条例第六条の規定にかかわらず、同条第一項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。

2 (略)

(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)

第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「三、一〇〇円」とあるのは「三、二〇〇円」と、同表教育職の項中「〇、一〇〇円」とあるのは「一〇、一五〇円」と、「一四、八〇〇円」とあるのは「一四、八五〇円」と、同表医療職の項中「九、五五〇円」とあるのは「九、六〇〇円」と、「一四、一五〇円」とあるのは「一四、二五〇円」と、同表専門事務職の項中「三、三五〇円」とあるのは「三、四五〇円」と、「一六、一五〇円」とあるのは「一六、二五〇円」と、同表専門教育職の項中「一、一五〇円」とあるのは「一、二〇〇円」と、「一五、八〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、同表専門研究職の項中「一、八〇〇円」とあるのは「一、八五〇円」と、「一七、六〇〇円」とあるのは「一七、七〇〇円」と、同表専門医療職の項中「三、二五〇円」とあるのは「三、三〇〇円」と、「二、九五〇円」とあるのは「二、一〇五〇円」と、同表高度専門職の項中「一、九、六〇〇円」とあるのは「一、九、七〇〇円」と、「四三、二〇〇円」とあるのは「四三、四〇〇円」と、同表備考中「万四千四百五十円」とあるのは「万四千五百円」と、「万六千七百五十円」とあるのは「万六千八百五十円」と、「万七千二百円」とあるのは「万七千三百円」と、「万七千三百円」とあるのは「万七千四百五十円」と、「一万七千九百円」と、「二万二千二百円」とあるのは「二万三千三百円」と、「二万四千八百円」とあるのは「二万四千九百円」とする。

(任期付職員の給料に関する経過措置等)
第七条 改正後任期付職員条例第六条の規定にかかわらず、同条第一項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額に百分の百・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。

3|2 (略)

第一項の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)

第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「八、一五〇円」とあるのは「八、二五〇円」と、「二、二〇〇円」とあるのは「二、三五〇円」と、同表教育職の項中「八、九〇〇円」とあるのは「九、〇〇〇円」と、「一四、一五〇円」とあるのは「一四、三五〇円」と、同表医療職の項中「八、四〇〇円」とあるのは「八、五〇〇円」と、「三、一五〇円」とあるのは「三、三〇〇円」と、同表専門事務職の項中「二、三〇〇円」とあるのは「二、三五〇円」と、「一五、八五〇円」とあるのは「一六、〇五〇円」と、同表専門教育職の項中「九、七〇〇円」とあるのは「九、八〇〇円」と、「一四、八五〇円」とあるのは「一五、〇五〇円」と、同表専門研究職の項中「〇、五五〇円」とあるのは「〇、六五〇円」と、「一六、八五〇円」とあるのは「一七、〇五〇円」と、同表専門医療職の項中「一、八五〇円」とあるのは「一、九〇〇円」と、「二、二五〇円」とあるのは「二、三五〇円」と、同表高度専門職の項中「九、〇〇〇円」とあるのは「九、一〇〇円」と、「四一、九五〇円」とあるのは「四二、一五〇円」と、同表備考中「万四千五十円」とあるのは「万四千二百円」と、「万六千五百円」とあるのは「万六千七百円」と、「一万七千二百円」とあるのは「一万七千三百円」と、「一万七千三百円」とあるのは「一万七千四百五十円」と、「二万九百円」とあるのは「二万九百五十円」と、「一万七千三百五十円」とあるのは「一万七千五百五十円」と、「二万四千四百五十円」とあるのは「二万四千七百五十円」とする。

第十二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第三条から第八条まで 削除</p>	<p>附則</p> <p>(職員の給料に関する経過措置等)</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「令和二年改正後給与条例」という。)(第四条第一項及び別表第一から別表第六まで(別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。)(の規定にかかわらず、別表第一から別表第六までの給料表(別表第五のうち医療職給料表(一)を除く。)(に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額(別表第三のうち教育職給料表(二)及び(三)にあつては、それぞれの給料表備考2に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。)(に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をこれらの表に掲げる給料月額とする。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。</p> <p>一 職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)(第十四条の二に規定する特勤手当及び給与条例第十四条の三に規定する特勤手当に準ずる手当</p> <p>二 給与条例第十四条の四に規定する産業教育手当</p> <p>三 給与条例第十四条の五に規定する定時制通信教育手当</p> <p>四 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号。以下「特殊勤務手当条例」という。)(第二条第九号に規定する職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当</p> <p>五 特殊勤務手当条例第二条第十五号に規定する農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当</p> <p>六 特殊勤務手当条例第二十一条第三十一号に規定する看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当</p> <p>七 特殊勤務手当条例第二十五条第三十五号に規定する動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当</p> <p>八 職員の退職手当に関する条例(以下「退職手当条例」という。)(第一条に規定する退職手当(退職手当条例第六条の五の規定により算定する退職手当を除く。)(</p> <p>九 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町給与条例」という。)(第七条に規定する夜間学級担</p>

当手当

十 市町給与条例第九条に規定するへき地手当及び市町給与条例第十条に規定するへき地手当に準ずる手当

3¹ 第一項の規定は、給与条例第十八条第五項（給与条例第十八条の四第四項で準用する場合を含む。）に規定する給料月額（給与条例第十八条第五項の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員について、加算する額を算定するための給料月額をいう。）については適用しない。

4¹ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和四年改正給与条例」という。）附則第八項の規定が適用される者については、同項中「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるとときは、これを切り捨て、五十円未満の端数があるとときは、これを切り上げて得るものとする。）」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるとときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるとときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額（その額に百分の百・五を乗じて得た額）とあるのは、「とあるのは」とする。」とする。

5¹ 令和四年改正後給与条例附則第十項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号）附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」「とあるのは」とする。」に百分の百・五を乗じて得た額（その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額。」とする。

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に百分の百・五を乗じて得た額）とあるのは」とする。ただし、令和四年改正後給与条例附則第八項の規定が適用される者についての職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、こ

れを百円に切り上げるものとする。)に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(特別職の職員等の給与の額等に関する経過措置)

第五条 改正後特別職条例第三条の規定にかかわらず、知事等(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二条第三項に規定する知事等をいい、公営企業の管理者であつて知事が特に認めるものを除く。)の地域手当については、当分の間、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「令和二年改正前給与条例」という。)第十一条の二の規定の例により支給する。

(任期付研究員の給料に関する経過措置等)

第六条 改正後任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をこれらの表に掲げる給料月額とする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

(任期付職員の給料に関する経過措置等)

第七条 改正後任期付職員条例第六条の規定にかかわらず、同条第一項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)

第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「三、一〇〇円」とあるのは「三、二〇〇円」と、同表教育職の項中「一〇、一〇〇円」とあるのは「一〇、一五〇円」と、「一四、八〇〇円」とあるのは「一四、八五〇円」と、同表医療職の項中「

	<p>九、五五〇円」とあるのは「九、六〇〇円」と、「一四、一五〇円」とあるのは「一四、二五〇円」と、同表専門事務職の項中「一三、三五〇円」とあるのは「一三、四五〇円」と、「一六、一五〇円」とあるのは「一六、二五〇円」と、同表専門教育職の項中「一一、一五〇円」とあるのは「一一、二〇〇円」と、「一五、八〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、同表専門研究職の項中「一一、八〇〇円」とあるのは「一一、八五〇円」と、「一七、六〇〇円」とあるのは「一七、七〇〇円」と、「一九、七〇〇円」とあるのは「一九、七〇〇円」と、「四三、二〇〇円」とあるのは「四三、四〇〇円」と、同表備考中「一万四千四百五十円」とあるのは「一万四千五百円」と、「一万六千七百五十円」とあるのは「一万六千八百五十円」と、「一万七千二百円」とあるのは「一万七千三百円」と、「一万七千三百円」と、「一万七千八百五十円」とあるのは「一万七千九百円」と、「二万二千二百円」とあるのは「二万二千三百円」と、「二万四千八百円」とあるのは「二万四千九百円」とする。</p>
--	--

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十三条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置) 第十五条 暫定再任用職員のうち新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、当該職員が新地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額(以下この項において「暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額」という。)</p>	<p>附則</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置) 第十五条 暫定再任用職員のうち新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、当該職員が新地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。ただし、当分の間は、次の各号に掲げる職員(新定年条例第九条第三項の規定による特定</p>

<p>「とす。ただし、当分の間、次の各号に掲げる職員（新定年条例第九条第三項の規定による特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。）の給料月額については、その給料月額が暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額に達しないこととなる場合を除き、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。」</p> <p>一一九（略）</p> <p>217（略）</p> <p>（市町立学校職員の定年退職者等の再任用に関する経過措置）</p> <p>第二十八条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新市町給与条例第三条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（以下この項において「暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額」という。）とする。ただし、当分の間、次の各号に掲げる職員（新定年条例第九条第三項の規定による特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。）の給料月額については、その給料月額が暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額に達しないこととなる場合を除き、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。」</p>	<p>管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。）については、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。」</p> <p>一一九（略）</p> <p>217（略）</p> <p>（市町立学校職員の定年退職者等の再任用に関する経過措置）</p> <p>第二十八条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新市町給与条例第三条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。ただし、当分の間は、次の各号に掲げる職員（新定年条例第九条第三項の規定による特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。）については、当該各号に定める給料表の職務の級及び号給に応じた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。」</p> <p>一一四（略）</p> <p>216（略）</p>
<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>（定年退職者等の再任用に関する経過措置）</p> <p>第十五条（略）</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>（定年退職者等の再任用に関する経過措置）</p> <p>第十五条（略）</p>

第十四条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>一 行政職給料表の適用を受ける職員 行政職給料表三級九十七号給</p> <p>二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が二級の職員 公安職給料表四級百十六号給</p> <p>三 公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が三級の職員 公安職給料表四級百二十一号給</p> <p>四 公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が四級の職員 公安職給料表六級八十一号給</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 研究職給料表の適用を受ける職員 研究職給料表三級八十一号給</p> <p>八 医療職給料表(二)の適用を受ける職員 医療職給料表(二)三級八十九号給</p> <p>九 医療職給料表(三)の適用を受ける職員 医療職給料表(三)三級八十九号給</p> <p>2-5 (略)</p> <p>6 新給与条例第五条第三項及び第四項、第六条、第九条の二並びに第十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(市町立学校職員の定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 行政職給料表の適用を受ける職員 行政職給料表三級九十七号給</p> <p>四 医療職給料表の適用を受ける職員 医療職給料表三級八十九号給</p> <p>2-6 (略)</p>	<p>一 行政職給料表の適用を受ける職員 行政職給料表三級百五号給</p> <p>二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が二級の職員 公安職給料表四級百二十号給</p> <p>三 公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が三級の職員 公安職給料表四級百二十五号給</p> <p>四 公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が四級の職員 公安職給料表六級八十九号給</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 研究職給料表の適用を受ける職員 研究職給料表三級八十九号給</p> <p>八 医療職給料表(二)の適用を受ける職員 医療職給料表(二)三級九十七号給</p> <p>九 医療職給料表(三)の適用を受ける職員 医療職給料表(三)三級九十七号給</p> <p>2-5 (略)</p> <p>6 新給与条例第五条第三項及び第四項、第六条、第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十四条の二並びに第十四条の三の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(市町立学校職員の定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 行政職給料表の適用を受ける職員 行政職給料表三級百五号給</p> <p>四 医療職給料表の適用を受ける職員 医療職給料表三級九十七号給</p> <p>2-6 (略)</p>
--	--

第十五条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う読替え等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 新給与条例附則第八項の規定が適用される者についての職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第九号)附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受</p>	<p>附則</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う読替え)</p> <p>第十六条 (略)</p>

けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とする。

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則に関する読替え等）

第二十九条（略）

21 新市町給与条例附則第五項の規定が適用される者についての市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）附則第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とする。

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則に関する読替え）

第二十九条（略）

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第五条、第七条、第九条から第十一条まで、第十四条及び附則第二条から

第七条までの規定 令和七年四月一日

二 第十二条及び第十五条の規定 令和八年四月一日

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）、第三条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付研究員条例」という。）、第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付職員条例」という。）、第八条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後会計年度任用職員条例」という。）及び第十三条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正後定年等条例一部改正条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（職務の級及び号給の切替え）

第二条 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の職務の級及び号給の切替えについては、次に掲げるところによるものとする。

一 切替日において情報職給料表（第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条改正後給与条例」という。）別表第六に定める情報職給料表をいう。以下同じ。）以外の給料表の適用を受けることとなる職員であつて、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に依じて同表に定める号給とする。

二 切替日の前日において行政職給料表（第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第一に定める行政職給料表をいう。）の適用を受ける職員のうち、切替日において情報職給料表の適用を受けることとなる職員であつて旧級が附則別表第二に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、旧級が同表に掲げられていないものの新級は、人事委員会の定めるところによる。

三 切替日の前日において行政職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日において情報職給料表の適用を受けることとなる職員の新号給は、旧級及び旧号給に依じて附則別表第三に定める号給とする。この場合において、旧級が同表に掲げられていないものの新号給は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第三条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第四条 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条改正後給与条例第十条の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 心身に著しい障害がある者」とあるのは

「五 心身に著しい障害がある者
六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項及び第五項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、同条第三項中「」とあるのは「」、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」と、同条第五項中「三千五百円」とあるのは「三千五百円」、前項第六号に該当する扶養親族については三千円」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第五条 第二条改正後給与条例第十一条の二第二項の規定にかかわらず、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 百分の十九・五
- 二 大阪府大阪市 百分の十五・五
- 三 広島市 百分の七
- 四 安芸郡府中町 百分の六
- 五 前二号の地域を除く広島県内の地域 百分の三・七

2 第二条改正後給与条例第十一条の二第二項の規定にかかわらず、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 百分の二十
- 二 大阪府大阪市 百分の十六
- 三 広島市 百分の八
- 四 安芸郡府中町 百分の五・五
- 五 前二号の地域を除く広島県内の地域 百分の四

3 第二条改正後給与条例第十一条の二第二項の規定にかかわらず、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 百分の二十
- 二 大阪府大阪市 百分の十六
- 三 広島市 百分の八
- 四 安芸郡府中町 百分の四・八
- 五 前二号の地域を除く広島県内の地域 百分の四

(単身赴任手当に関する経過措置)

第六条 第二条改正後給与条例第十二条の二第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者についても適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第七条 切替日以後に新たに職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号）第十二条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）附則第四条第四項に規定する暫定再任用職員（以下この条において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる第二章改正後給与条例第十四条の三の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動を

した再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について準用する。

(休職又は育児休業をしている会計年度任用職員の特例)

第八条 任用期間が六月以上であり、かつ、改正後会計年度任用職員条例第六条第二項第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて、令和六年十二月一日時点において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項第一号の規定により休職し、又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしているものについては、改正後会計年度任用職員条例第六条第一項ただし書に規定する第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員として、改正後会計年度任用職員条例第六条第一項本文の規定を適用する。

(給与の内払)

第九条 改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例、改正後任期付職員条例、改正後会計年度任用職員条例又は改正後定年等条例一部改正条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第八条の規定による改正前の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は第十三条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例、改正後任期付職員条例、改正後会計年度任用職員条例又は改正後定年等条例一部改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第十条 前八条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1（附則第2条関係）

号 給 の 切 替 表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1

7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41

54	50	46	42
55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	54
67	63	59	55
68	64	60	56
69	65	61	57
70	66	62	58
71	67	63	59
72	68	64	60
73	69	65	61
74	70	66	62
75	71	67	63
76	72	68	64
77	73	69	65
78	74	70	66
79	75	71	67
80	76	72	68
81	77	73	69
82	78	74	70
83	79	75	71
84	80	76	72
85	81	77	73
86	82	78	
87	83	79	
88	84	80	
89	85	81	
90	86	82	
91	87	83	
92	88	84	
93	89	85	
94	90	86	
95	91	87	
96	92	88	
97	93	89	
98	94	90	
99	95	91	
100	96	92	

101	97	93	
102	98	94	
103	99	95	
104	100	96	
105	101	97	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級								
	4級	5級	6級	7級	8級	9級			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	1	1
11	7	3	3	3	1	1	1	1	1
12	8	4	4	4	1	1	1	1	1
13	9	5	5	5	1	1	1	1	1
14	10	6	6	6	2	1	1	1	1
15	11	7	7	7	3	1	1	1	1
16	12	8	8	8	4	1	1	1	1
17	13	9	9	9	5	1	1	1	1
18	14	10	10	10	6	2	2	1	1
19	15	11	11	11	7	3	3	1	1
20	16	12	12	12	8	4	4	1	1
21	17	13	13	13	9	5	5	1	1
22	18	14	14	14	10	6	6	1	1
23	19	15	15	15	11	7	7	1	1
24	20	16	16	16	12	8	8	2	2
25	21	17	17	17	13	9	9	2	2
26	22	18	18	18	14	10	10	2	2
27	23	19	19	19	15	11	11	2	2
28	24	20	20	20	16	12	12	3	3
29	25	21	21	21	17	13	13	3	3
30	26	22	22	22	18	14	14	3	3

31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		

78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					

125	121								
-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

ハ、教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級			
	特2級	3級	4級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	2	1	1	1
15	3	1	1	1
16	4	1	1	1
17	5	1	1	1
18	6	2	2	2
19	7	3	3	3
20	8	4	4	4
21	9	5	5	5
22	10	6	6	6
23	11	7	7	7
24	12	8	8	8
25	13	9	9	9
26	14	10	10	10
27	15	11	11	11
28	16	12	12	12
29	17	13	13	13
30	18	14	14	14
31	19	15	15	15
32	20	16	16	16
33	21	17	17	17
34	22	18	18	18
35	23	19	19	19
36	24	20	20	20
37	25	21	21	21
38	26	22		
39	27	23		
40	28	24		
41	29	25		
42	30	26		
43	31	27		

44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		

91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ニ 教育職給料表(㊦)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1

18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	

65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		

112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6

39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		

86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

～ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2

41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	

88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級				
	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1
14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	2	2
19	15	11	7	3	3
20	16	12	8	4	4
21	17	13	9	5	5
22	18	14	10	6	6
23	19	15	11	7	7
24	20	16	12	8	8
25	21	17	13	9	9
26	22	18	14	10	10
27	23	19	15	11	11
28	24	20	16	12	12
29	25	21	17	13	13
30	26	22	18	14	14
31	27	23	19	15	15
32	28	24	20	16	16
33	29	25	21	17	17
34	30	26	22	18	18

35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	
55	51	47	43	
56	52	48	44	
57	53	49	45	
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58		
67	63	59		
68	64	60		
69	65	61		
70	66	62		
71	67	63		
72	68	64		
73	69	65		
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		

82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86	82		
91	87	83		
92	88	84		
93	89	85		
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

チ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級				
	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	

5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1
14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	2	2
19	15	11	7	3	3
20	16	12	8	4	4
21	17	13	9	5	5
22	18	14	10	6	6
23	19	15	11	7	7
24	20	16	12	8	8
25	21	17	13	9	9
26	22	18	14	14	10
27	23	19	15	15	11
28	24	20	16	16	12
29	25	21	17	17	13
30	26	22	18	18	14
31	27	23	19	19	15
32	28	24	20	20	16
33	29	25	21	21	17
34	30	26	22	22	18
35	31	27	23	23	19
36	32	28	24	24	20
37	33	29	25	25	21
38	34	30	26	26	22
39	35	31	27	27	23
40	36	32	28	28	24
41	37	33	29	29	25
42	38	34	30	30	26
43	39	35	31	31	27
44	40	36	32	32	28
45	41	37	33	33	29
46	42	38	34	34	30
47	43	39	35	35	31
48	44	40	36	36	32
49	45	41	37	37	33
50	46	42	38	38	34
51	47	43	39	39	35

52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	38
55	51	47	43	39
56	52	48	44	40
57	53	49	45	41
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58	54	
67	63	59	55	
68	64	60	56	
69	65	61	57	
70	66	62		
71	67	63		
72	68	64		
73	69	65		
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86	82		
91	87	83		
92	88	84		
93	89	85		
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94			

99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				
126	122				
127	123				
128	124				
129	125				

附則別表第2 (附則第2条関係)

職務の級の切替表

旧	級	新	級
1	級	1	級
2	級	2	級
3	級	3	級

附則別表第3 (附則第2条関係)

号給の切替表

情報職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	1級	2級	3級
1	1	1	1

2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	2	1
7	7	3	1
8	8	4	1
9	9	5	1
10	10	6	2
11	11	7	3
12	12	8	4
13	13	9	5
14	14	10	6
15	15	11	7
16	16	12	8
17	17	13	9
18	18	14	10
19	19	15	11
20	20	16	12
21	21	17	13
22	22	18	14
23	23	19	15
24	24	20	16
25	25	21	17
26	26	22	18
27	27	23	19
28	28	24	20
29	29	25	21
30	30	26	22
31	31	27	23
32	32	28	24
33	33	29	25
34	34	30	26
35	35	31	27
36	36	32	28
37	37	33	29
38	38	34	30
39	39	35	31
40	40	36	32
41	41	37	33
42	42	38	34
43	43	39	35
44	44	40	36
45	45	41	37
46	46	42	38
47	47	43	39
48	48	44	40

49	49	45	41
50	50	46	42
51	51	47	43
52	52	48	44
53	53	49	45
54	54	50	46
55	55	51	47
56	56	52	48
57	57	53	49
58	58	54	50
59	59	55	51
60	60	56	52
61	61	57	53
62	62	58	54
63	63	59	55
64	64	60	56
65	65	61	57
66	66	62	58
67	67	63	59
68	68	64	60
69	69	65	61
70	70	66	62
71	71	67	63
72	72	68	64
73	73	69	65
74	74	70	66
75	75	71	67
76	76	72	68
77	77	73	69
78	78	74	70
79	79	75	71
80	80	76	72
81	81	77	73
82	82	78	74
83	83	79	75
84	84	80	76
85	85	81	77
86	86	82	78
87	87	83	79
88	88	84	80
89	89	85	81
90	90	86	82
91	91	87	83
92	92	88	84
93	93	89	85
94		90	86
95		91	87

96		92	88
97		93	89
98		94	90
99		95	91
100		96	92
101		97	93
102		98	94
103		99	95
104		100	96
105		101	97
106		102	
107		103	
108		104	
109		105	
110		106	
111		107	
112		108	
113		109	